

ローカル5G導入ガイドライン案に係る意見募集  
 ーローカル5G等導入のための制度整備ー  
 提出された意見及びそれに対する総務省の考え方  
 (令和元年9月28日～令和元年10月28日意見募集)

提出件数 34件 (法人 29件、個人 5件)

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社日立国際電気	電波法施行規則等の一部を改正する省令案等 今回の省令案等は、ローカル5Gの早期導入を促進する制度整備であり、今後、地域に密着した多様なニーズの実現に向けた新たなビジネスチャンスの創出に期待をしております。このような観点から、本省令・告示案及びガイドライン案に賛同いたします。 なお、今後、一層の導入円滑化に資する観点から、ローカル5G向けの周波数が拡張されることを期待しております。	本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無
2	クアルコムジャパン合同会社	・省令並びにガイドライン案に賛同するとともに、ローカル5Gの早期導入と着実な発展を期待します。 様々な主体が柔軟に5Gシステムを導入し、地域課題の解決や産業発展を実現することができるローカル5Gの導入に関する省令改正並びにガイドライン策定に賛同いたします。全国キャリアや地域BWAをアンカーとする形態を含む多様なNSAが許可される点や、全国5Gとローカル5Gで共通に技適をとれるようになっている点は産業観点及びものづくり観点から大変好ましいものであり、ローカル5Gの早期導入と着実な発展が期待できるものと思いません。	本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無
3	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会	電波法施行規則等の一部改正 ローカル5G導入に関するガイドライン案 今回、電波法施行規則等の一部の改正する省令案、およびローカル5G導入に関するガイドライン案等が作成され、ローカル5G導入に向けた制度整備が進むことに賛同いたします。 4.5GHz帯についても、ローカル5G導入に向けた制度整備が順調に進められることを希望いたします。	本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン案 本ガイドライン案は、電波法及び電気通信事業法の適用関係等の明確化を目的としたものとされています。 ローカル5Gの普及促進に向けてローカル5Gを導入しようとする自治体や企業等が、実際の導入に踏み切るためには、本ガイドラインには含まれていない、実用的手順等の情報共有が必要に思われます。 例えば、本ガイドラインをベースとした手引書、あるいは開局までのフローチャート、EPC(コア)やMEC、無線基地局装置等の設備類が、「端末系伝送路設備」、「中継系伝送路設備」に該当するか否かなどの説明、実際の場面での注意事項等に関するドキュメント等の整備を希望いたします。 加えて、本ガイドラインの最後に、問い合わせ先等も明記しておくことをお願いいたします。	ローカル5Gの制度の周知のためのドキュメント等の整備に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

	<p>ローカル5G導入に関するガイドライン案</p> <p>2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係</p> <p>(7) 提供範囲</p> <p>(8) 免許申請に係るエリア調整の考え方</p> <p>3. ローカル5G導入に係る電気通信事業法の適用関係</p>	<p>本ガイドラインのいくつかの箇所、ローカル5Gのシステムを構築する場合の関係者間の調整、および協議等の必要性について記載されています。</p> <p>ローカル5Gの普及促進のためには、これらの無線区間の調整や協議の早期解決に向けて、行政による支援も必要と考えます。</p> <p>例えば、隣接する公衆網、あるいはローカル5G相互の干渉について、事業者間の調整をより円滑に図るために、エリア調整の考え方についても、明示されることをお願いいたします。</p> <p>また、電波干渉等の問題解決に向け、電波監視システム（DEURAS）等をローカル5G等のシステムへの適用を可能にし、無線区間の調整や協議が速やかに解決へ至るような支援をお願いいたします。</p> <p>さらに、ローカル5Gが接続する全国MNO地域等の地上ネットワークについて、総合通信局等への相談が記載されていますが、上述の無線区間における調整や協議の相談先として、各総合通信局がその役目を担って頂けるようお願いいたします。加えて、ローカル5G導入に即した形での、電気通信事業参入マニュアルと同等、あるいはより平易に記載されたドキュメント類の整備等をお願いいたします。</p>	<p>ローカル5Gのカバーエリアの確認や協議については、事業者間調整を基本としています。</p> <p>なお、電波監視システム（DEURAS）は、電波発射源の特定に資するものであり、それによって各々の基地局のサービスエリアを把握することは出来ないため、当該システムを無線区間の調整や協議に活用することは困難です。</p> <p>ローカル5Gの制度の周知のためのドキュメント等の整備等に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
	<p>ローカル5G導入に関するガイドライン案</p> <p>4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携</p> <p>(2) 連携によるサービスの補完との関係</p> <p>2) 連携によるローカル5Gの実現</p> <p>② NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用</p>	<p>ローカル5Gと全国MNO、地域BWA等への接続に関する積極的な支援について記載されていますが、ローカル5Gの普及促進に向けて、行政による公正な立場から、接続料に関するモニタリング等の取組みをお願い致します。</p>	<p>NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用については、全国MNO及び地域BWA事業者による積極的な支援が必要だと考えており、総務省は、事業者間の協議状況を継続的に注視していくことが望ましいと考えます。この点の明確化の観点からガイドラインを以下のように変更いたします。</p> <p>ローカル5G導入に関するガイドライン</p> <p>4. (2) 連携によるサービスの補完との関係</p> <p>2) 連携によるローカル5Gの実現</p> <p>② NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用      ・・・・(前略)・・・、全国MNO及び地域BWA事業者は、当該ローカル5Gの免許人による<u>全国MNOの4Gシステム等及び地域BWAの利用</u>について積極的な支援を行うことが期待される。</p>	有
4	<p>ソフトバンク株式会社</p> <p>ローカル5G参入に関するガイドライン案</p> <p>4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携</p> <p>(3) 公正競争の確保との関係</p> <p>(P.12)</p>	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT東西」）殿については、あくまでローカル5Gサービスを実現するために不可欠なものとしての連携（NSA構成における全国MNO等との連携）に限り可能とし、「実質的な移動通信サービスを提供することを可能とする、全国MNO等との連携」「異なるローカル5Gサービスのエリアを跨いだ継続的なサービス提供」等は認められないとすることについて、民営化後の構造分離をはじめとする累次の公正競争上の措置により両社に課せられた業務範囲等に係る規律に照らし妥当と考え、賛同します。</p> <p>一方で、NTT東西殿の提供するローカル5Gサービスを実現するために不可欠なものである場合（NSA構成における全国MNO等との連携）に限り「必</p>	<p>本ガイドラインにおいては、全国MNO等との連携がNTT東西の提供するローカル5Gサービスに不可欠なものである場合には、必要最小限度の範囲において連携することは可能とする考えを示しております。</p> <p>現時点においては、ローカル5Gにおける具体的なニーズやサービス内容が明らかではありませんが、今後多様なサービス提供がされることが想定されます。</p> <p>必要最小限度の範囲については、サービスの提供形態などを踏まえて個別に判断すべきものであり、現時点で一律的に示すことは困難です。</p>	無

		<p>要最小限度の範囲」において連携可能とされている点については、NSA構成で不可欠なのは4Gの制御信号である以上、連携目的がアンカーとしての利用であっても結果として4Gでのデータ伝送も可能な場合には、実質的な移動通信サービスの提供となり得るためMNO等との連携は不可な旨をガイドラインに明記すべきと考えます。</p> <p>なお、NTT東西殿と株式会社NTTドコモ(以下、「NTTドコモ」)殿との間の連携に関しては、NTT東西殿が地域通信市場における市場支配力を有し、NTTドコモ殿が移動通信市場における市場支配力を有し、両社の市場支配力が結合、拡大し、競争阻害的な市場環境を生ずるおそれがあるため、公正競争確保の観点からNSA構成における連携であっても認めるべきでないと考えます。</p> <p>また、NTT東西殿間の連携については、先日の当社プレゼン(以下URL) P.14でも示したとおり、直接の連携はもちろんのことその他電気通信事業者(例えばNTTコミュニケーションズ株式会社殿等)を介したものも含め、過去の競争要件等に照らせば認められるべきものではないと考えます。 当社プレゼン：<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000644672.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000644672.pdf</a></p>	<p>具体的なサービスの提供形態などを踏まえ、電気通信事業法や本ガイドラインに即して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p> <p>なお、NTT東西とNTTドコモとの連携については、電気通信事業法第30条において、不当な優先的取扱いの禁止等の禁止行為規制(以下「禁止行為規制」という。)が定められており、電気通信事業法や本ガイドラインに即して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p> <p>また、電気通信事業者であるローカル5Gの免許人の提供条件について、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会経済的事情に照らして著しく不相当であることが認められる場合には、電気通信事業法における業務改善命令の対象となり得ることを示しております。電気通信事業法や本ガイドラインの潜脱行為に関しては、適切に対応してまいります。</p>		
5	Wireless City Planning株式会社	<p>ローカル5G参入に関するガイドライン案 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (3) 公正競争の確保との関係 (P.12)</p>	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」)殿については、あくまでローカル5Gサービスを実現するために不可欠なものとしての連携(NSA構成における全国MNO等との連携)に限り可能とし、「実質的な移動通信サービスを提供することを可能とする、全国MNO等との連携」「異なるローカル5Gサービスのエリアを跨いだ継続的なサービス提供」等は認められないことについて、民営化後の構造分離をはじめとする累次の公正競争上の措置により両社に課せられた業務範囲等に係る規律に照らし妥当と考え、賛同します。</p> <p>一方で、NTT東西殿の提供するローカル5Gサービスを実現するために不可欠なものである場合(NSA構成における全国MNO等との連携)に限り「要最小限度の範囲」において連携可能とされている点については、NSA構成で不可欠なのは4Gの制御信号である以上、連携目的がアンカーとしての利用であっても結果として4Gでのデータ伝送も可能な場合には、実質的な移動通信サービスの提供となり得るためMNO等との連携は不可な旨をガイドラインに明記すべきと考えます。</p> <p>なお、NTT東西殿と株式会社NTTドコモ(以下、「NTTドコモ」)殿との間の連携に関しては、NTT東西殿が地域通信市場における市場支配力を有し、NTTドコモ殿が移動通信市場における市場支配力を有し、両社の市場支配力が結合、拡大し、競争阻害的な市場環境を生ずるおそれがあるため、公正競争確保の観点からNSA構成における連携であっても認めるべきでないと考えます。</p> <p>また、NTT東西殿間の連携については、先日の当社プレゼン(以下URL) P.14でも示したとおり、直接の連携はもちろんのことその他電気通信事業者(例えばNTTコミュニケーションズ株式会社殿等)を介したものも含め、過去の競争要件等に照らせば認められるべきものではないと考えます。 当社プレゼン：<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000644672.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000644672.pdf</a></p>	<p>本ガイドラインにおいては、全国MNO等との連携がNTT東西の提供するローカル5Gサービスに不可欠なものである場合には、必要最小限度の範囲において連携することは可能とする考えを示しております。</p> <p>現時点においては、ローカル5Gにおける具体的なニーズやサービス内容が明らかではありませんが、今後多様なサービス提供がされることが想定されます。</p> <p>必要最小限度の範囲については、サービスの提供形態などを踏まえて個別に判断すべきものであり、現時点で一律的に示すことは困難です。</p> <p>具体的なサービスの提供形態などを踏まえ、電気通信事業法や本ガイドラインに即して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p> <p>なお、NTT東西とNTTドコモとの連携については、電気通信事業法第30条において、禁止行為規制が定められており、電気通信事業法や本ガイドラインに即して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p> <p>また、電気通信事業者であるローカル5Gの免許人の提供条件について、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会経済的事情に照らして著しく不相当であることが認められる場合には、電気通信事業法における業務改善命令の対象となり得ることを示しております。電気通信事業法や本ガイドラインの潜脱行為に関しては、適切に対応してまいります。</p>	無

6	前橋市		<p>ローカル5Gは、企業及び自治体が各々のニーズに応じて柔軟に5Gが利用できるものであり、地域活性化・地方創生につながる有効な制度であると考えている。本市としても、現在までマイナンバーカードの利活用、自治体クラウドや5Gの実証事業などICTの利活用に積極的に取組んできており、また地域の特性としてICTの感受性に高いことから、ローカル5Gについても地元企業等を含め検討し積極的に活用していきたい。</p> <p>一方、ローカル5Gの周波数は、従来の携帯電話用の周波数と比較し高い帯域を使用するため、電波は届きにくく、エリアをある程度カバーするため密に基地局を置局する必要がある。また、多数の端末が接続され、大容量の情報伝達が可能となる。このような特性のなかで、ローカル5Gの免許人、サービス提供者・利用者が様々な情報を安心して利活用できる環境を構築するためには、基地局、端末、アプリケーションを含め、情報漏洩等のセキュリティリスクに十分に配慮し、利用者の安心感を醸成することが必要と考えており、そうした制度設計を検討していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、無線局免許手続規則、電波法関係審査基準及びガイドラインにサプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策を満たしていることについて、必要な手続き等を追加いたします。</p>	有
7	一般社団法人 日本ケーブル テレビ連盟	<p>ガイドライン 2. ローカル5G 導入に係る電波法 の適用関係 (7) 提供範囲</p>	<p>自営等BWAの申請にあたっては、円滑な開設を促進する点から、「自治体との間で合意書等締結がなされている地域BWA申請者からの事前了解が必要」と考えます。この点について本制度案への明記を要望します。</p>	<p>情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、自営等BWAは、地域BWAで利用されていない場所又は地域BWAで近い将来利用する可能性が低い場所で開設することを基本とされています。ローカル5Gのアンカーとしての自営等BWAの重要性に鑑み、地域BWAで近い将来利用する可能性については一定の具体性を伴う場合に限り認められるべきものであると考えます。</p>	無
		<p>ガイドライン 2. ローカル5G 導入に係る電波法 の適用関係 (8) 免許申請に係 るエリア整備の考 え方</p>	<p>本ガイドライン案では、自己土地利用の調整対象区域が既存のローカル5G免許人の他者土地利用のカバーエリアと重複する場合に、「他者土地利用の既存免許人」側が調整することとされており、この点については、他者土地利用の既存免許人側が調整することであっても、自己土地利用の申請者側も当該重複エリアが生じないようまたは影響を最小化するよう努め調整に協力すべきと考えます。</p>	<p>ガイドライン2. (8) 免許申請に係るエリア調整の考え方に記載のとおり、自己土地利用、他者土地利用の区分に関係なく、カバーエリアを必要最小限の範囲とすることとしております。</p>	無
		<p>ガイドライン 2) 連携によるロ ーカル5Gの実現 ①全国MNOのネ ットワークの利用</p>	<p>近年地域BWAの活用に見られるように、地域のきめ細かなニーズに応えるため、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域周波数免許をもつ加入者回線設置事業者（以下、「地域MNO」）によるサービスが進展しております。地域MNOが提供するサービスは、地域の公共の福祉の増進に寄与するものであり、また防災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われるなど、災害時や緊急時において地域住民の安心・安全に資する重要な用途にもなっております。今後の地方創生の推進に向けては、ローカル5Gの活用を通じて、地域MNOの役割ならびに提供されるサービスが一層に重要になると予想されます。そのため、地域MNOのサービスが、エリア外においても、他の全国MNOのネットワークを利用することにより、継続して提供されることが、ユーザの利便性ならびに安心・安全の観点で極めて重要になります。しかしながら、地域MNOが全国MNOのネットワークの利用を希望する際は、規模の違い等から公正な経済条件でのエリア外サービス</p>	<p>全国MNOによるネットワーク提供に係る制度整備につきましては、総務省において、今後のローカル5Gの普及状況及び事業者間協議の進展状況、事業者からの具体的なニーズ等を注視しつつ、公正な競争環境の確保等の観点から、検討していくことが望ましいと考えます。</p>	無

		<p>の提供は極めて困難になります。特に、電気通信分野において、固定通信から移動体通信分野へ競争の軸がシフトしている中、全国MNO間では事実上の協調寡占となっていることから、「全国MNOによる地域MNOへのネットワーク提供を促進」するインセンティブは働きにくい構造となっております。一方、我が国の固定通信市場では、固定電話の相互接続に関する制度の導入を通じて、移動体通信でいえばMVNOに相当する「中継系事業者」だけでなく「加入者系設備設置事業者」とNTT東西との接続が促進され、料金値下げにつながりました。これにより、地域の加入者回線設置事業者により設置された固定電話回線（OAB～J）は、現時点で全国約800万に及ぶ世帯に提供されるに至っています。地域MNOが、移動体通信市場においても一層の役割を果たしていくためには、固定通信市場と同水準の競争ルールを導入し、公正競争を担保する必要があります。具体的には全国MNOに有利な「卸電通信役務」ではなく、「事業者間接続」に基づくネットワーク提供と相互接続ルールの整備が必要と考えます。</p>		
	<p>ガイドライン 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携</p>	<p>ローカル5Gの導入目的及び役割は、全国事業者による全国サービス提供に加え、地域のニーズや産業分野等の個別ニーズに応じて、様々な主体が柔軟に構築／利用可能になるように、5Gの地域での利用促進を図ることとされております。このような趣旨から、ローカル5Gは地域のニーズや課題等を理解し、地域密着で事業を展開している事業者を対象として割り当てられるべきと考えます。</p> <p>そのため、全国事業者向けの周波数で展開されるサービスとは異なる地域ごとの多様な5Gサービスを生み出す環境を担保するためにも、全国事業者ではなく、こうした地域事業者がローカル5Gを積極的に活用できる制度ならびに競争上の運用ルールを担保していくことが極めて重要と考えます。</p> <p>他方、全国の地域通信市場において市場支配力を有するNTT東西がローカル5Gを利用することは、その独占的地位に起因する優位性を発揮するとともに、ローカル5Gを通じたNTTグループによる一体的な展開により、同グループによる再独占化につながるとともに、地域における多様な主体の参入、また当該競争に起因する地域ニーズに対応した様々なサービス展開等を阻むことにつながることが懸念されます。この点はローカル5Gの主旨と反し、地方創生の推進の点からも望ましくないと考えます。</p> <p>また、NTT東西が「異なるローカル5Gサービスのエリア間の基地間のハンドオーバー」を行わずとも、クラウドなどのプラットフォームやネットワークスライスを用いることで、実質的にエリアを跨いだ継続的なサービスを提供することも考えられます。このような公正競争上の課題、ならびに当該課題解決に必要な規制措置について十分な議論がなされていないことから、当面の間ローカル5Gの免許取得事業者から全国MNOを対象外としたように、NTT東西とグループ企業の関係（グループ内の排他的連携）に鑑み、NTT東西も同様に対象外とすべきと考えます。</p> <p>なお、NTT東西へのローカル5Gの割当てを認める場合においても、NTTグループ外企業への差別的取り扱いや一体的なサービス提供に対する禁止行為規制、またこれら市場状況を監視・検証するためのツールならびに</p>	<p>情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されるため、無線局免許の取得にあたっては、可能な限り制限事項が少ないことが望ましいとされています。</p> <p>これを受けて、全国MNO向け5G帯域を使用する電気通信事業者に限っては、既に割り当てられている周波数帯の利用を優先すべき等の観点から、当面の間、ローカル5G帯域の免許取得は不可とする一方、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能としています。</p> <p>なお、NTT東西につきましては、電気通信事業法第30条において、禁止行為規制が定められており、電気通信事業法や本ガイドラインに即して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。また、ローカル5Gに係る市場検証の実施については、その必要性も含め、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

			正措置の導入が必須と考えます。		
	ガイドライン 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携		<p>NTT東西へのローカル5Gの割当てを認める場合においても、NTTドコモをはじめNTTグループ内連携による一体的なサービス提供や、グループ外企業への差別的取り扱い等の禁止行為に注視する必要があると考えます。平成27年事業法改正において、移動体通信分野における禁止行為規制の緩和により、「NTTドコモの市場支配力が強化されていないか、連携先分野における有力事業者がNTTドコモと連携する（競争事業者がNTTドコモと連携できない）ことにより、連携先分野における競争が阻害されていないか」などについて引き続き注視することとされています（電気通信市場検証会議事務局資料より）。</p> <p>これらの点も踏まえ、ローカル5Gにおける公正競争環境を確保するため、ローカル5G免許の申請時に、申請者ならびにサービス提供に係る連携体制について各主体の詳細と関係性（資本関係含む）、他地域での提供（計画含む）について記載を求めるとともに、他事業者（NTTドコモやNTT東西以外との連携）でも実施可能であることを含め、その適正性を審査事項として含めるべきと考えます。</p> <p>併せて、ローカル5G市場の競争環境の確保ならびに周波数の有効利用の観点から、全国及び地域単位での免許付与（NTTグループの周波数確保）状況を公開し、市場シェア等の市場検証を実施すべきと考えます。また、当該検証に必要な情報（局数、エリア等）に関する報告することを義務付けるべきと考えます。</p>	ローカル5Gの免許申請の際の事業者間連携等に関する審査の実施及びローカル5Gに係る市場シェア等の市場検証の実施に関する御意見については、その必要性も含め、今後の参考とさせていただきます。	無
8	株式会社エイビット	1 p.1「(1) ローカル5Gの概要」について	ローカル5Gのアンカーの候補として1.9GHz帯のsXGPの記述を追加していただくことを要望します。sXGPも4G網なのでアンカーとして利用できます。sXGPは自営等BWAよりも安価に構築できること、場所に大きな制限がないことからアンカーの1つとして望ましいと考えます。	<p>現在、1.9GHz帯のデジタルコードレス電話の無線局（sXGP方式）について、使用可能な周波数を拡充するための検討が情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において行われています。</p> <p>審議会における検討及び制度化後はデジタルコードレス電話としての利便性等の向上が期待されるほか、sXGP方式はTD-LTE技術を採用していることから、検討結果等によってはローカル5Gのアンカー利用としての可能性も想定されます。</p> <p>頂いた1.9GHz帯のsXGPに関する御意見については、今後、審議会における検討結果等を踏まえ、必要に応じて記載の追加等の見直しを検討したいと考えております。</p>	無
		2 p.4「(5) 電波利用料」について	電波利用料については各端末に課されることとなりますが、5Gの同時多数接続を実現したときに高額とならないような配慮が必要と考えます。1システム内で電波利用料を課する端末数に上限を設ける、基地局に制御されて動作する小電力の端末については免許不要局とするなどの対応を要望します。	電波利用料に関する御意見については、次期の電波利用料制度を検討する際に参考とさせていただきます。	無
		3 p.10「(2) IMSI取得に関する考え方」について	5Gの設備を自らの通信のみに利用する場合、IMSIを利用しない形態もオプションとして扱えるよう要望します。 ローカル5Gは多種多様な通信システムを実現できるものになることが望ましいと考えます。その中でWiFiやLPWAのような使用方法も想定され、安価で簡易なシステムを実現するためSIMを不要とし認証プロセスを省略するとい	ローカル5Gの周波数に対応する当該免許人以外の端末がローカル5G基地局のカバーエリアに持ち込まれる可能性を踏まえれば、ローカル5Gの端末の認証や位置情報管理等はITU-T勧告E.212に準拠するIMSIにより確実に実施される必要があるものと考えます。	無

		て	う形態も扱うことができるようにしていただきたい。		
		4 p13の「5. ガイドラインの見直し」について	<p>弊社は既にローカル5G向けの機器の製品化に取り組んでおります。今後ローカル5Gの普及に寄与していきたいと考えておりますが、より導入しやすい制度となるよう次の点について考慮していただきたい。</p> <p>(1) 使用周波数帯の拡充</p> <p>今回、28GHzについての制度整備が行われましたが、引き続き4.6~4.8GHzについて早期に制度整備が行われるよう要望します。28GHzは直進性が高いため、建物内や工場敷地内全域をカバーするためには多くの基地局が必要となります。ローカル5Gで期待されているスマートオフィスやスマートファクトリーを早期に実現するためにも4.6~4.8GHzの利用が必要です。</p> <p>さらに、1.9GHz帯のsXGP、2.5GHz帯の自営等BWAの帯域においてもローカル5Gが導入が可能となるよう制度整備を実施していただくよう要望します。これらの周波数帯はすでに4Gシステムが運用されており5Gへの転用が容易であること、ローカル5Gにおいてより多くの周波数帯から選択できるようになれば利用の範囲が広がり、ローカル5Gの普及促進が期待できます。</p>	<p>本年10月より情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会において、4.6-4.8GHzのローカル5Gでの利用に向けて検討を開始しております。</p> <p>また、1.9GHz帯のデジタルコードレス電話の無線局（sXGP方式）についても、現在、使用可能な周波数を拡充するための検討が情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において行われています。</p> <p>審議会における検討及び制度化後はデジタルコードレス電話としての利便性等の向上が期待されるほか、sXGP方式はTD-LTE技術を採用していることから、検討結果等によってはローカル5Gのアンカー利用としての可能性も想定されます。</p> <p>頂いた御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
		4 p13の「5. ガイドラインの見直し」について	<p>(2) ローカル5Gの同期について</p> <p>ローカル5Gの技術基準において同期に関する記述がありませんが、隣接する事業者と非同期でも運用できるよう条件を整備していただきたい。スマートオフィスやスマートファクトリーではIoT機器から画像や動画をアップロードするアプリケーションの要望が多くなっています。この場合、アップリンクの割合を大きくするフレーム構成が有効となります。また、5Gの1つの特徴である低遅延を実現するためにもフレーム構成を柔軟に設定できることが重要となります。</p>	<p>本年10月より情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会において、非同期運用の技術的条件に関する検討を開始しております。</p> <p>頂いた御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
9	株式会社STNet	「ローカル5G導入に関するガイドライン案」 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係(1) 無線局開設に必要な手続	<p>○ローカル5Gは、自らの建物や敷地内などでの利用が想定されていますが、その際使用する周波数は28.2-28.3GHzであり、直進性が強く、建物内の壁や間仕切り等を通することは難しいと言われております。このため、見通しのある範囲毎に基地局を設置することとなります。</p> <p>○一方、建物内の壁や間仕切り等は様々な事由により、変更となることがあり、そのたびに基地局の移設や新設を行うこととなります。</p> <p>○このため、都度免許申請手続きが必要となり煩雑となりますので、例えば建物内に基地局を設置する場合に限っては、基地局毎にエリアの範囲を示す図を省略可能とするなど、手続きの簡素化についてご配慮をお願いいたします。</p>	<p>免許申請手続の簡素化に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
		「ローカル5G導入に関するガイドライン案」 2. ローカル5G	<p>○ローカル5Gで使用される技術は、全国MNOが使用するものと基本的に同じであり、事業展開にあたっては、そのノウハウがとても重要となります。</p> <p>○一方、ローカル5Gの利用が見込まれる「地域の企業や自治体等の様々な主体」は、現時点でそのノウハウを有しておらず、外部の力に頼らざるをえ</p>	<p>情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されるため、無線局免許の取得にあたっては、可能な限り制限事項が少ないことが望ましい</p>	無

		導入に係る電波法の適用関係(6) 免許人の範囲	<p>ません。</p> <p>○その結果、ノウハウを有する全国MNOの関連企業に免許取得が集中することが予想されます。また、ローカル5Gのシステムが一旦導入されると、次のシステム更新が行われるまでの間、提供事業者の変更を行うことは皆無であることからすると、全国MNOの子会社等ノウハウを有する先行事業者が圧倒的に有利となり、競争環境を阻害する恐れがあります。</p> <p>○このため、当面の間、全国MNOの子会社等の関連企業が免許を取得することは不可とし、今後の市場動向を見たうえで、改めて免許取得の可否について検討いただきたいと思います。</p>	<p>とされています。</p> <p>これを受けて、全国MNO向け5G帯域を使用する電気通信事業者に限っては、既に割り当てられている周波数帯の利用を優先すべき等の観点から、当面の間、ローカル5G帯域の免許取得は不可とする一方、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能としています。</p>	
		「ローカル5G導入に関するガイドライン案」 3. ローカル5G導入に係る電気通信事業法の適用関係 (2) IMSI取得に関する考え方	<p>○ローカル5Gをデータ通信だけでなく、音声（電話等）に使用することも想定されるため、IMSIだけでなく音声伝送携帯電話番号の取り扱いについても、併せて考え方の整理を要望いたします。</p>	<p>ローカル5Gを音声に使用する場合には、コアネットワーク設備を設置する主体の別、利用形態、ローカル5Gの運用者やコアネットワーク設備を設置する主体の方針等に応じて多様な音声伝送携帯電話番号の取扱いが想定しうることから、個々の事例に応じて適切に対応したいと考えます。</p>	無
		「ローカル5G導入に関するガイドライン案」 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携	<p>○ローカル5Gは、「地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できるシステム」を目指したものであることを踏まえると、仮に全国MNO等との連携が必要になる場合においても、簡便かつ容易にこれらが実現できることが求められると認識しています。</p> <p>○しかしながら、現行では今回想定する利用形態に合った接続制度が存在しないため、当事者間での協議に委ねられることとなりますが、知識レベルや設備設計の考え方の違いなどから協議の長期化や費用の過度な負担が予想され、結果としてローカル5G利用促進の阻害要因となりかねません。</p> <p>○このため、全国MNOとの連携を希望する事業者が、実現に必要な技術的条件や費用負担等を予測できるよう、全国MNO事業者に義務付けられたデータ伝送交換機能などのアンバンドル機能に、今回の接続形態を新たに加えた制度整備を行っていただきたいと思います。</p>	<p>全国MNOによるネットワーク提供に係る制度整備につきましては、総務省において、今後のローカル5Gの普及状況及び事業者間協議の進展状況、事業者からの具体的なニーズ等を注視しつつ、公正な競争環境の確保等の観点から、検討していくことが望ましいと考えます。</p>	無
10	株式会社NTTドコモ	ガイドラインP.11 ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (2) 連携によるサービス補完との関係  1) 全国MNOのサービスの補完と目的とした連携	<p>ローカル5G等導入により、ローカル5Gを担う各民間企業等が競争環境の中で切磋琢磨し、健全な発展がなされ、ユーザに還元されること、更に周波数が有効利用されることが重要であると考えます。</p> <p>当社は、サービス普及と公正競争の適切なバランスを踏まえて、当社が持つ無線エリア構築ノウハウ等を活かすことでローカル5Gの普及促進に広範に寄与していく所存です。</p> <p>ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携において、全国サービスの補完又は実質的補完にローカル5G帯域を利用することは、本来の趣旨にそぐわないものであり認められないとされましたが、ローカル5Gサービスの補完としての全国MNOネットワーク利用についても、全国サービスの補完を目的としたものと実質的に同様となる場合があります。</p>	<p>情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gはローカルニーズに基づく比較的小規模な通信環境を構築するものであることから、全国MNO向け帯域を使用する電気通信事業者自らのサービスを補完することを目的として、ローカル5G帯域を利用することは、ローカル5Gの本来の趣旨に反するとしています。</p> <p>ローカル5Gの免許の単位としては、自己の土地内又は自己の建物内において、その所有者等に免許することを基本としており、所有者等による個々のニーズに応じて構築されるローカル5G網の規模や開設場所については、特段制約を設けるものではありません。</p>	無

		2) 連携によるローカル5Gの実現	<p>例えば、ローカル5G事業者が僅かな基地局等を設置し、全国MNOネットワークにローミングして全国サービスを提供する、または、MVNO事業者が高トラフィックエリア等のみ自社でローカル5G網を構築して全国サービスを提供するといったような利用形態はローカル5Gの趣旨に反します。</p> <p>仮に、上記のような利用形態を認めた場合、クリームスキミング的な利用が横行して、全国MNOの設備投資インセンティブが損なわれ、設備競争が阻害されるおそれがあります。</p> <p>従って、ローカル5Gサービスの補完であっても、実質的に全国サービスの補完と同様であるものは認められるべきではなく、ローカル5Gのサービスの「補完」として認められる全国サービスの利用の範囲の明確化が必要です。</p> <p>なお、ローミング等の契約については、従前どおり義務ではなく、民・民間において自由にビジネスベースで契約できるものであると認識しており、また、NSA構成における4Gシステムのアンカー利用等についても同様であると認識しております。</p>	<p>なお、ローミング等、全国MNOによるネットワーク提供形態については、総務省において、今後のローカル5Gの普及状況及び事業者間協議の進展状況、事業者からの具体的なニーズ等を注視していくことが望ましいと考えます。</p> <p>また、NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用については、全国MNO及び地域BWA事業者による積極的な支援が必要だと考えており、総務省において、まずは事業者間の協議状況を継続的に注視していくことが望ましいと考えます。</p>	
11	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	<p>2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (6) 免許人の範囲</p>	<p>○ローカル5G導入に関する知見は、「地域の企業や自治体等の様々な主体」と全国MNOでは差があり、全国MNOの子会社等の関連企業がグループで保有する5Gに関する知見を活かし、先行して提供エリアを拡大していくと、「地域の企業や自治体等の様々な主体」にとって、事業参入に当たって大きな脅威となる可能性があります。</p> <p>○そのため、当面は全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は見送り、「地域の企業や自治体等の様々な主体」の参入およびローカル5Gの展開状況を確認した上で、改めて全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得の可否についてご検討いただくよう要望いたします。</p>	<p>情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されるため、無線局免許の取得にあたっては、可能な限り制限事項が少ないことが望ましいとされています。</p> <p>これを受けて、全国MNO向け5G帯域を使用する電気通信事業者に限っては、既に割り当てられている周波数帯の利用を優先すべき等の観点から、当面の間、ローカル5G帯域の免許取得は不可とする一方、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能としています。</p>	無
		<p>4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (2) 連携によるサービスの補完との関係 2) 連携によるローカル5Gの実現 ② NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用</p>	<p>○「地域の企業や自治体等の様々な主体」がローカル5G活用を推進するに当たっては、全国MNO等の4Gシステム等と電気通信設備の接続等の協議が必要となりますが、「地域の企業や自治体等の様々な主体」は、全国MNO等と比較して相対的に事業規模が小さく、全国MNO等と対等な立場で協議を行うことは極めて困難と予想されます。</p> <p>○このため、「地域の企業や自治体等の様々な主体」が、全国MNO等の4Gシステムを円滑かつ公平に利用できるよう、技術や費用等に関する一定のルールを定めていただくことを要望いたします。</p>	<p>全国MNOによるネットワーク提供に係る制度整備につきましては、総務省において、今後のローカル5Gの普及状況及び事業者間協議の進展状況、事業者からの具体的なニーズ等を注視しつつ、公正な競争環境の確保等の観点から、検討していくことが望ましいと考えます。</p>	無
12	一般社団法人テレコムサービス協会	ローカル5Gの概要	<p>【総務省案】 「ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みであり、地域の課</p>	<p>本ガイドライン案への賛同意見として承ります。 今後の技術・サービスの進歩、ローカル5Gの進展の程度、使用周波数帯の拡充等を踏まえ、必要に応じそのガイドラインの内容を見直すこととしております。</p>	無

		<p>題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待される。」</p> <p>【意見】 地域振興、新たな事業機会の創出の観点からローカル5Gの導入に当協会としても期待する。 本案に記述されているガイドライン案は事業者数、サービス利用者数を順調に伸ばすために、概ね適当な内容と認識している。 ローカル5Gが「新しい仕組み」であることを踏まえ、いくつかの事業者の構築・運用が始まる適切な時期にガイドラインの見直しがなされるべきと考える。</p>		
4. ローカル5Gの免許人による全国MNOとの連携 (2) 連携によるサービスの補完との関係 2) 連携によるローカル5Gの実現 ②NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用	<p>【総務省案】 「・・・、この場合、アンカーとしての、全国MNOの4Gシステム等及び地域BWAの利用がローカル5Gの実現に不可欠なものであることを踏まえると、全国MNO及び地域BWA事業者は、当該ローカル5Gの免許人の電気通信設備と当該全国MNO及び地域BWA事業者の電気通信設備との接続等について積極的な支援を行うことが期待される。」</p> <p>【意見】 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係、(6) 免許人の範囲、○ローカル5Gに、『全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能である』記されていることを踏まえ、『積極的な支援』が健全なローカル5Gの発展に確実に資するよう、「・・・、この場合、アンカーとしての、全国MNOの4Gシステム等及び地域BWAの利用がローカル5Gの実現に不可欠なものであることを踏まえると、全国MNO及び地域BWA事業者は、当該ローカル5Gの免許人の電気通信設備と当該全国MNO及び地域BWA事業者の電気通信設備との接続等について積極的な支援を行うことが期待される。また、全国MNO及び地域BWA事業者は、その関連企業であるローカル5Gの免許人とそれ以外のローカル5G免許人との間に差別的行為を行ってはならない。」ことも明記されるべきである。</p>	<p>全国MNOまたは地域BWA事業者が、その関連企業であるローカル5Gの免許人とそれ以外のローカル5G免許人との間に不当な差別的な取扱いをする場合、業務改善命令の対象となり得ること(電気通信事業法第29条関係)等を踏まえ、電気通信事業法や本ガイドラインに即して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p> <p>なお、NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用については、事業者間の協議状況を継続的に注視していくことが望ましいと考えており、この点の明確化の観点からガイドラインの御意見箇所を以下のように変更いたします。</p> <p>ローカル5G導入に関するガイドライン 4. (2) 連携によるサービスの補完との関係 2) 連携によるローカル5Gの実現 ②NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用 ・・・(前略)・・・、全国MNO及び地域BWA事業者は、当該ローカル5Gの免許人による全国MNOの4Gシステム等及び地域BWAの利用について積極的な支援を行うことが期待される。</p>	有	
4. ローカル5Gの免許人による全国MNOとの連携 (3) 公正競争の確保との関係	<p>【総務省案】 「なお、全国MNOとの連携がNTT東西の提供するローカル5Gサービスを実現するために不可欠なもの(例えば、NSA構成における全国MNO等との連携)である場合には、必要最小限の範囲において連携することは可能とする。」</p> <p>【意見】 NTT東西の提供するローカル5Gが、グループ内の優先的取扱いをもって健全なローカル5Gの発展を妨げることが無いよう、「なお、全国MNOとの連携がNTT東西の提供するローカル5Gサービスを実現するために不可欠なもの(例えば、NSA構成における全国MNO等との連携)である場合には、必要最小限度かつ他のローカル5G免許人が同等の連携を行えるという範囲において連携</p>	<p>NTT東西のグループ企業である全国MNOのNTTドコモにつきましては、電気通信事業法第30条において、NTT東西を含む特定関係法人に対する不当な優先的取扱いの禁止等が定められており、電気通信事業法や本ガイドラインに則して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p>	無	

			することは可能とする。」と明記されるべきである。		
13	西日本電信電話株式会社	別紙11「ローカル5G導入に関するガイドライン案」 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (3) 公正競争の確保との関係	<p>通信事業者のみならず多様なプレイヤーが、ローカル5Gを通じて、他分野での新事業や新サービスの創出といったイノベーションに結びつけ、我が国経済の活性化を図ることで、課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが期待されています。</p> <p>当社としても、本ガイドラインに則り、建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼された場合において、ローカル5Gの無線局免許を取得し、高セキュリティ、柔軟な設計・制御、各エリアのお客様ニーズに応じた展開などローカル5Gならではのメリットを活用して、地域のお客様のニーズにお応えし、地域の新たな需要創出や地域活性化等に貢献していきたいと考えています。</p>	本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無
14	東日本電信電話株式会社	別紙11「ローカル5G導入に関するガイドライン案」 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (3) 公正競争の確保との関係	<p>通信事業者のみならず多様なプレイヤーが、ローカル5Gを通じて、他分野での新事業や新サービスの創出といったイノベーションに結びつけ、我が国経済の活性化を図ることで、課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが期待されています。</p> <p>当社としても、本ガイドラインに則り、建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼された場合において、ローカル5Gの無線局免許を取得し、高セキュリティ、柔軟な設計・制御、各エリアのお客様ニーズに応じた展開などローカル5Gならではのメリットを活用して、地域のお客様のニーズにお応えし、地域の新たな需要創出や地域活性化等に貢献していきたいと考えています。</p>	本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無
15	ビー・ビー・バックボーン株式会社		<p>貴省におかれましては、1.9GHz帯用いたsXGP方式を2017年10月に制度化頂いており、同方式はローカル5Gへのアンカー利用可能なLTE方式をベースとする自営無線アクセスシステムです。</p> <p>また、現在sXGP方式については使用周波数帯の拡充その他の改正検討中であり、それらが制度化される際には、今回意見募集対象となっている省令・告示を始めとして、以下ガイドラインも含め適切な記載追加がなされるものと期待しております。</p>	<p>御指摘のとおり、現在、1.9GHz帯のデジタルコードレス電話の無線局（sXGP方式）について、使用可能な周波数を拡充するための検討が情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において行われています。</p> <p>審議会における検討及び制度化後はデジタルコードレス電話としての利便性等の向上が期待されるほか、sXGP方式はTD-LTE技術を採用していることから、検討結果等によってはローカル5Gのアンカー利用としての可能性も想定されます。</p> <p>頂いた1.9GHz帯のsXGPに関する御意見については、今後、審議会における検討結果等を踏まえ、必要に応じて記載の追加等の見直しを検討したいと考えております。</p>	無
16	NTTブロードバンドプラットフォーム株式会社		<p>・ローカル5G及び自営等BWAの運用等について</p> <p>ローカル5G、自営等BWAは、利用用途に応じて柔軟な無線NWが構築可能であり地域の活性化・安心安全にも資することから、その制度整備、技術条件の検討等に賛同致します。</p> <p>また、「ローカル5G導入に関するガイドライン案」につきましても、スムーズなサービス導入に役立つと想定され、大変有意義なものと考えております。今後、より具体的なサービス提供及び運用等に向け、電波産業会（AR</p>	本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無



		<p>許人から協議を求められた場合に応じる必要があるケースとして、上記の記載がございますが、協議を求められた場合に応じる必要があるケースに以下を加えることが必要かと考えます。</p> <p>・申請者の他社土地利用の調整区域が、既存のローカル5G免許人の他社の土地におけるカバーエリアと重複する場合</p> <p>&lt;理由&gt;  先行事業者の他社土地利用カバーエリアに後発の申請者の調整区域がかかる場合、先発事業者と後発事業者の間で調整が必要になりますが、先発事業者の協力が得られないと後発者は申請自体が受け付けられないとも捉えられます。  例えば、公共の河川のような公共区域に先行者の他社土地利用エリアが存在している状態で、後発者の調整区域が先行者の他社土地利用エリアと重なる場合等。  原案では、先発者は後発者が要請する協議に応じる義務が記載されていない為、後発者が調整区域において、先行者のカバーエリアにかからない様にする義務が生じてしまいます。  このような場合は、先行者が自社敷地内にカバーエリアを抑え込むべき努力も必要かと思われれます。  そのため、後発者の申請に対して、各地方総合通信局は、先行者情報を提供し、先行者が自己敷地外はみ出ているような場合には後発者の協議要請に応じるような調整可能な要素を持たせる必要があると思います</p>	<p>5Gの基地局のカバーエリアにおける当該他の免許人の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りでない)を免許申請の要件としております。</p>		
	ローカル5G導入に関するガイドライン案 全般	<p>ローカル5Gについては、ユースケースとして公共インフラの管理・監視等の公共性が高いサービスへの利用や公衆網に接続される可能性が想定されます。</p> <p>土地の所有者又は所有者から依頼を受けた企業などには、そのようなケースにおいても利用者が安心してサービスの提供を受けられるようにサイバーセキュリティの観点から必要な措置を講じる必要があると思われれます。</p> <p>そのため、通信の安全性の観点でガイドラインに一言、セキュリティに関する内容についても記載いただいた方がよいかと思われれます。</p>	<p>御意見を踏まえ、無線局免許手続規則、電波法関係審査基準及びガイドラインにサプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策を満たしていることについて、必要な手続き等を追加いたします。</p>	有	
19	中部テレコミュニケーション株式会社	2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (6) 免許人の範囲	<p>・「ローカル5Gが当面NSA構成により提供されることを踏まえ、全国MNOの子会社等の関連企業が自営等BWAをローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築する場合に限ってこれを妨げない。」とする本ガイドラインの考え方に賛同いたします。</p>	<p>本ガイドライン案への賛同意見として承ります。</p>	無
		2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲	<p>・「固定通信の利用のみに限定する」との制限はあるものの、「自己土地利用」に加えて「他者土地利用」を認める本ガイドラインの考え方に賛同いたします。</p> <p>なお、「他者土地利用」ではFWAサービスを提供するケースも想定されますが、他者土地利用に過度の制限を課してサービス形態が制限されることのないようお願いいたします。</p>	<p>本ガイドライン案への賛同意見として承ります。</p>	無

	<p>2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (8) 免許申請に係るエリア調整の考え方</p>	<p>・免許申請に係るエリア調整の考え方において、「無線局の免許申請に際しては、自己土地利用、他者土地利用の区分に関係なく、カバーエリアを必要最小限の範囲とすることを基本とする。」とされていますが、総務省殿におかれては、当該免許申請におけるカバーエリアが必要最小限の範囲となっているかを厳正に審査されるとともに、調査対象区域がむやみに広がることで、他者土地利用の申請者が（自己土地利用が優先されるという考え方のもとで）不利となるような状況が生じないように対応されることを希望いたします。</p> <p>・調整対象区域における重複を避けるため、自己土地利用、他者土地利用の区分に関係なく調整対象区域や当該調整対象区域に関する既存免許人の情報を、無線局の免許申請を行おうとする申請者が閲覧できるような仕組みを検討されることを希望いたします。</p>	<p>ローカル5Gは、他のローカル5Gの免許人との間でカバーエリア及び調整対象区域に応じた調整が必要となることから、調整相手先の情報について、必要に応じて申請者に公開する仕組みを設けています。</p>	<p>無</p>
	<p>3. ローカル5G導入に係る電気通信事業法の適用関係 (2) IMSI取得に関する考え方</p>	<p>・IMSI取得に関する考え方において、「自らコアネットワーク設備（HLR/HSS）を構築してローカル5Gを運用しようとする場合であって、（略）IMSIの使用に係る電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣への認定申請を行なった上で、総務大臣から指定を受けたIMSIを使用することとする。」とされていますが、総務省殿におかれては、当該電気通信番号使用計画にかかる認定申請の手続きや審査基準などの面で、ローカル5Gの導入検討が容易となるよう柔軟に対応されることを希望いたします。</p>	<p>電気通信事業法及びその関連法令に基づき、適切に手続きを行います。</p>	<p>無</p>
	<p>4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (2) 連携によるローカル5Gの実現 ① 全国MNOのネットワークの利用 ② NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用</p>	<p>・ローカル5G導入当初は、NSA構成による運用が前提となるため、アンカーとしての自営等BWA又は全国MNO若しくは地域BWAの4Gシステム等の利用が必要であることから、本ガイドラインにおいて、「全国MNO及び地域BWA事業者は、当該ローカル5Gの免許人の電気通信設備と当該全国MNO及び地域BWA事業者の電気通信設備との接続等について積極的な支援を行うことが期待される。」という点が示されていることに賛同いたします。</p>	<p>本ガイドライン案への賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>
	<p>4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (3) 公正競争の確保との関係</p>	<p>・公正競争の確保という観点から、NTT東西に対する禁止行為規制の対象となり得るという考え方に賛同いたします。</p> <p>また、必要最小限度の範囲において連携することは可能とする考え方については、連携可能とする必要最小限度の基準を明確にされると共に、範囲について具体的に示されることを希望いたします。</p>	<p>本ガイドラインにおいては、全国MNO等との連携がNTT東西の提供するローカル5Gサービスに不可欠なものである場合には、必要最小限度の範囲において連携することは可能とする考えを示しております。</p> <p>現時点においては、ローカル5Gにおける具体的なニーズやサービス内容が明らかではありませんが、今後多様なサービス提供がされることが想定されます。</p> <p>必要最小限度の範囲については、サービスの提供形態などを踏まえて個別に判断すべきものであり、現時点で一律的に示す</p>	<p>無</p>

				ことは困難です。 具体的なサービスの提供形態などを踏まえ、電気通信事業法や本ガイドラインに則して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。	
		5. ガイドラインの見直し	・今回のローカル5G導入に向けた制度整備にともない、ローカル5Gを利用した様々なサービスが地域の企業や自治体等の様々な主体により提供されていくものと考えております。 そして、今後の技術・サービスの進歩、ローカル5Gの進展の程度、今後の使用周波数帯の拡充等により、より広範囲かつ広域的なサービスへの利用も期待出来ることから、本ガイドラインについて必要に応じその内容を見直すという考え方に賛同するとともに、今後の広域的なサービス提供に向けた内容見直しが行われることを希望いたします。	本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無
20	電気興業株式会社	ローカル5G導入に関するガイドライン案 (1) ローカル5Gの概要 (2) ローカル5G導入に係る電波法の適用関係	ローカル5Gの導入当初はNSA(Non Stand Alone)による展開が想定されます。制御信号のアンカーには、自営BWA、または既存の携帯電話事業者や地域BWA事業者の4G網の利用が提起されています。 ローカル5G事業者にとって、自営BWAを導入することは自由度が大きくなるため、有効と考えられますが、その反面、地域BWA事業者との事前協議や将来地域BWAが参入する場合の再協議が必要であり、その協議内容によってはローカル5Gの運用開始まで時間が掛かることや利用者にも不利益を与えかねないことが予想されます。 また、既存の携帯電話事業者や地域BWA事業者の設備を利用することも自由度が狭くなり、使用にあたっての協議、事前確認などに時間が掛かり、利用者にも不利益を与えることも予想されます。 そのため、ローカル5Gの運用を円滑に開始するためには、アンカー利用の対象範囲をさらに広げる必要があると考えます。 具体的には、ローカル5G事業者が自ら構築することができ、4G技術を使用している1.9GHz帯のsXGP(方式)のアンカー利用への追加を要望します。 自営システムであるsXGPは自営BWAより自由度が大きく、ステークホルダーとの協議に多くの時間を割くことなく、ローカル5Gの運用の早期開始が期待できます。	現在、1.9GHz帯のデジタルコードレス電話の無線局(sXGP方式)について、使用可能な周波数を拡充するための検討が情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において行われています。 審議会における検討及び制度化後はデジタルコードレス電話としての利便性等の向上が期待されるほか、sXGP方式はTD-LTE技術を採用していることから、検討結果等によってはローカル5Gのアンカー利用としての可能性も想定されます。 頂いた1.9GHz帯のsXGPに関する御意見については、今後、審議会における検討結果等を踏まえ、必要に応じて記載の追加等の見直しを検討したいと考えております。	無
21	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	ローカル5G導入に関するガイドライン案 P.5 (7) 提供範囲	自己土地利用が必ず他者土地利用より優先される考え方では、自治体公共性の高い利用方法に対して制限を与える可能性があると考えられます。 例えば、防災無線や公共インフラなどに利用するような公的な利用形態も考慮した優先度や制限を盛り込むことが望ましいと考えます。 公的な利用を考慮することで、地域の活性化やローカル5Gの普及を推進することができるものと考えます。 また、他者土地利用のローカル5G無線局の免許取得後に、自己土地利用の免許申請がなされた場合、自己土地利用と他者土地利用間の技術的な調整だけでなく、自己土地利用であることを理由に他社の事業を妨害する行為を防止するための運用調整のしくみも必要と考えます。	公共業務の扱いに関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます 情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告(令和元年6月18日)において、ローカル5Gは、「自己の建物内」又は「自己の土地内」で、建物又は土地の所有者等に免許することを基本としています。また、「他者土地利用」の免許取得後に、当該建物又は土地の所有者等が「所有者等利用」としてローカル5Gを利用することになった場合には、所有者等利用のローカル5G無線局に混信を与えないように協議等を行い、空中線の位置や方向の調整等を行うことが必要としております。 なお、ガイドライン2.(8)免許申請に係るエリア調整の考	無

				<p>え方に記載のとおり、自己土地利用、他者土地利用の区分に関係なく、カバーエリアを必要最小限の範囲とすることとしております。</p> <p>ローカル5Gは自己土地利用を基本とするという原則の下で、他者土地利用において必要となる対応を行っていただく必要があると考えます。</p>	
22	株式会社 オブテージ	<p>ローカル5G導入に関するガイドライン案</p> <p>2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係</p> <p>(1) 無線局開設に必要な手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回対象である28GHz帯は極めて直進性の高い電波であることから、建物内での什器移設等の軽微な設置位置の変更においても、基地局の移設や新設が必要となることが想定されます。</li> <li>・この点、建物内での軽微な間取り変更等の都度、申請が必要となることは手続きに時間を要することになり、その結果、多様なニーズへの迅速な対応が難しくなることが考えられます。このため、ローカル5Gの柔軟な構築の観点からは、例えば自己の建物内での基地局の移設については、他者土地への混信を与えない場合に限り、事後届出を認めるなど手続きの簡略化についてご検討いただくよう要望します。</li> </ul>	<p>免許手続の簡略化に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
		<p>ローカル5G導入に関するガイドライン案</p> <p>2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係</p> <p>(6) 免許人の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国向け5Gサービスとは別に地域の企業や自治体等の様々な主体が柔軟にネットワークを構築するという趣旨から、全国MNOへローカル5G免許取得を認めないことについて賛同いたします。</li> <li>・他方、全国MNOのネットワークの利用等に関して、「全国MNOの子会社等の関連企業」と「全国MNOグループ以外の事業者」との間では、接続条件、技術仕様、情報提供等で差別的な取り扱いがおこなわれる恐れがあり、仮にこのような状況になった場合はローカル5G市場における競争が停滞し、最終的には利用者利便にも悪影響を与えることが懸念されます。このため、総務省殿におかれましては、全国MNOグループとそれ以外の事業者との間の公正競争確保に着目した制度整備についても検討いただくことを要望します。</li> </ul>	<p>本ガイドライン案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、ローカル5G事業者による全国MNOのネットワークの利用については、全国MNOが、「全国MNOの子会社等の関連企業」と「全国MNOグループ以外の事業者」との間で、不当な差別的な取扱いをする場合は、業務改善命令の対象となり得ること（電気通信事業法第29条関係）等を踏まえ、電気通信事業法や本ガイドラインに即して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p>	無
		<p>ローカル5G導入に関するガイドライン案</p> <p>2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係</p> <p>(7) 提供範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローカル5Gの利活用が見込まれる工場や農地などについては、自己土地利用であっても一部区間に他者土地に該当する区域（海や河川などの公有水面や公道等）が存在する場合があります。</li> <li>・この点、隣接する工場や農場間を移動する際等においても、ローカル5G向けの携帯端末の操作やモニタリングを行うなど、他者土地に該当する区域内での利用が想定されることから、他者土地利用について固定通信に限定することにより、ローカル5Gの利用者利便が損なわれる恐れがあります。</li> <li>・利用者利便の観点から、無秩序に面的なエリアカバーが進むことを防止するという本来の趣旨に該当しない場合においては、必要最小限の範囲で他者土地での移動通信利用を可能とする等の制度整備を要望します。</li> </ul>	<p>本年10月より情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会において、4.6-4.8GHzのローカル5Gでの利用に向けて検討を開始しております。</p> <p>自己土地利用に囲まれた他者土地利用の扱いや他者土地での移動通信利用の扱いに関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
		<p>ローカル5G導入に関するガイドライン案</p> <p>2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5G導入当初はNSA（ノンスタンドアロン）による展開が想定されると共に、今回検討対象である28GHz帯は極めて直進性の高い電波であることから、地域BWA帯域はローカル5Gを展開・補完する上でも特に重要な帯域であると考えます。</li> <li>・この点、自営BWAの導入は有効であると考えられる一方で、その導入においては地域BWAが後発で参入するというリスクを受容する必要があり、円滑</li> </ul>	<p>地域BWA及び自営等BWAの調整に際しては、カバーエリア及び調整対象区域を基に協議の必要性等を確認いただく仕組みとしています。</p> <p>自営等BWAは、地域BWAが利用されていない場所及び地域BWAの免許人の基地局等の配置計画等において、基地局等の配置計画及びカバーエリアが具体的に示されていない場所</p>	無

	(8) 免許申請に係るエリア調整の考え方	<p>に導入が進まない恐れがあります。また、本ガイドライン案では、地域BWA申請者と自営BWA免許人との協議に期待すると示されているものの、その協議が難航することも予想されることです。</p> <p>・電波の有効利用の観点からは、地域BWAと自営BWAが適切に共存できる環境を目指すことが重要と考えますので、協議が難航することなく、円滑に進められるようなルール作りが必要と考えます。例えば、周波数の共用の可能性に関しては、周波数共用可能と判断される基準・条件等をガイドラインで明確にする等、事前協議のベースとなるものを形成していくことが重要と考えます。</p>	<p>で開設することが基本であり、この原則の下で協議を行っていただくことになります。</p>	
	<p>ローカル5G導入に関するガイドライン案 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (2)連携によるサービスの補完との関係</p>	<p>・ローカル5Gは、全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体等の様々な主体がスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用するという趣旨であることから、全国MNOの補完を目的としたローカル5G帯域の利用を認めないことについて賛同いたします。</p>	<p>本ガイドライン案への賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>
	<p>ローカル5G導入に関するガイドライン案 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (2)連携によるサービスの補完との関係 2) 連携によるローカル5Gの実現 ② NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用</p>	<p>・アンカーとしての自営BWA導入は有効であると考えられる一方で、現在、地域BWAの無線局が全国で2000局以上に広がっていることから、特に都市部などでは自営BWAを利用できない状況が一定の割合で発生すると考えます。</p> <p>・このため、様々な主体がアンカーとして全国MNOの4Gシステム等及び地域BWAを利用することが想定されること、全国MNO及び地域BWA事業者との間では個別の協議が必要となること予想され、接続条件、技術仕様等の協議において時間を要することや難航することが予想されることです。</p> <p>・総務省殿におかれましては、ローカル5G市場に参入する様々な事業主体が、全国MNOや地域BWAが運営するネットワークに円滑に接続できることが可能となるよう、「接続条件の適正性・公平性」や「費用の予見性」等を確保するための制度整備を検討いただくことを要望します。</p>	<p>NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用については、全国MNO及び地域BWA事業者による積極的な支援が必要だと考えており、総務省において、まずは事業者間の協議状況を継続的に注視していくことが望ましいと考えます。</p> <p>今後の制度整備につきましては、今後のローカル5Gの普及状況及び事業者からの具体的なニーズ等を考慮し、公正な競争環境の確保等の観点から、別途検討されることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>
	<p>ローカル5G導入に関するガイドライン案 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携</p>	<p>・ローカル5Gの提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすもの等、電気通信事業法における業務改善命令の対象となり得ることについて、公正競争を確保する観点から賛同いたします。</p> <p>・また、NTT東西殿によるグループ内の排他的連携によるサービス提供が行われた場合は、競争環境に大きな影響を与える蓋然性が極めて高いことから、電気通信事業法における禁止行為規制の対象となり得る等が本ガイドラインに記載されることは、公正競争環境を確保する上で重要と考えます。</p>	<p>本ガイドライン案への賛同意見として承ります。なお、技術・サービスの進歩、ローカル5Gの進展の程度、今後の使用周波数帯の拡充等を踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを見直すこととしております。</p>	<p>無</p>

		(3) 公正競争の確保との関係	・総務省殿におかれましては、本ガイドライン開始後も、ローカル5G市場の競争状況を注視いただき、必要に応じてルールの見直しを行っていただくようお願いいたします。		
			総務省殿におかれましては、ローカル5Gの利用における制度整備を行っていただく等、引き続きローカル5Gの円滑な普及促進に向けた取り組みを継続していただくようお願いいたします。また、ローカル5Gの利用状況を定期的に確認いただくとともに、公正な競争を阻害するものとなっていないか注視いただき、問題がある場合には、早期の解決に向けた措置を講じていただくことを要望します。	ローカル5Gの技術・サービスの進歩、ローカル5Gの進展の程度、今後の使用周波数帯の拡充等を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインを見直すこととしております。頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
23	株式会社ジュピターテレコム	ローカル5G参入に関するガイドライン案 2-(7) 提供範囲	ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されており、多様な提供形態を通じて5Gが持つ可能性を最大限発揮していく観点から「自己土地利用」のみならず「他者土地利用」を定義されFWA等の利用に可能性を広げられた点について賛同いたします。 その際、「自己土地利用は、他者土地利用より優先的に導入することができるものとして位置付けられるものである。このため、他者土地利用は、自己土地利用が存在しない場所に限り導入可能とする。」と記載されていますが、その自己土地利用の無線局がどこに存在するかについては明らかではありません。 FWAのように他者土地利用により事業を行うサービスにおいて、自己土地利用の無線局の設置場所が明らかではない場合、自らの計画する無線局の導入が可能かどうかを計画段階で把握することが困難になります。共用周波数帯であることを考えれば、ローカル5G免許のカバーエリア等の公開など、基地局の所在や運用を事前に照会できる策を講じていただくことを希望します。	本ガイドライン案への賛同意見として承ります。 ローカル5Gの既存免許人の有無については、総務省ホームページ等による確認に加えて、各総合通信局等に確認いただくこととしています。	無
		ローカル5G参入に関するガイドライン案 2-(8) 免許申請に係るエリア調整の考え方	自己土地利用の申請者と他者土地利用の既存免許人との間で、カバーエリアおよび調整対象区域の重複ケースが生じた場合は「他者土地利用の既存免許人は当該重複が生じないよう必要な対策を講じるものとする」と記載されています。 FWAのように他者土地の上空を電波が横切ってサービスを提供するようなケースが想定されていますが、仮に後発で自己土地利用の申請があった場合、基地局の配置等によっては干渉を避けるため運用制限等の義務が既に免許を受けた他者土地利用者に発生することになります。結果として、既にサービス提供を受けているお客さまに最悪サービスの停止となる可能性もあるなど、事業者にとってサービスの継続性が不透明となる制度となっています。 本周波数帯は自己土地利用・他者土地利用の共用であり先願性をとっていることから、後発の申請者が調整をおこなうような制度とすべきと考えます。	情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gは、「自己の建物内」又は「自己の土地内」で、建物又は土地の所有者等に免許することを基本としています。また、「他者土地利用」の免許取得後に、当該建物又は土地の所有者等が「所有者等利用」としてローカル5Gを利用することになった場合には、所有者等利用のローカル5G無線局に混信を与えないように協議等を行い、空中線の位置や方向の調整等を行うことが必要としております。そのため、当該報告を踏まえ、その考え方についてガイドラインにおいて記載したものとなります。 ローカル5Gは自己土地利用を基本とするという原則の下で、他者土地利用において必要となる対応を行っていただく必要があると考えます。	無

24	株式会社 Q T net	<p>ローカル5G参入に関するガイドライン案</p> <p>2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係</p> <p>(6) 免許人の範囲</p> <p>4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携</p> <p>(2)連携によるサービスの補完との関係</p> <p>2) 連携によるローカル5Gの実現</p> <p>② NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用</p>	<p>・ローカル5Gの免許人の範囲に「全国MNOの子会社等の関連企業」を含むことを踏まえると、全国MNOのネットワーク利用等に関して、「全国MNOの子会社等の関連企業」およびそれ以外の事業者が等しく接続条件、技術仕様、費用等の情報を取得でき、全国MNOが運営するネットワークに公平公正に接続できることが、ローカル5Gの公正な競争を促し、ローカル5G市場の発展に寄与するものと考えます。</p> <p>・総務省殿におかれましては、いずれの事業者も「接続条件の適正性・公平性」や「費用の予見性」等を確保できるための制度を整備いただくよう要望します。</p>	<p>ローカル5G事業者による全国MNOのネットワークの利用については、全国MNOが、「全国MNOの子会社等の関連企業」と「全国MNOグループ以外の事業者」との間で、不当な差別的な取扱いをする場合は、業務改善命令の対象となり得ること（電気通信事業法第29条関係）等を踏まえ、電気通信事業法や本ガイドラインに則して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p> <p>また、NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用については、全国MNO及び地域BWA事業者による積極的な支援が必要だと考えており、総務省において、まずは事業者間の協議状況を継続的に注視していくことが望ましいと考えます。</p>	無
		<p>ローカル5G参入に関するガイドライン案</p> <p>2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係</p> <p>(8)免許申請に係るエリア調整の考え方</p>	<p>・ローカル5Gの導入にあたっては、当面はNSA構成によるアンカーの構築のため、自営等BWAの構築、もしくは地域BWA事業者の4Gシステム等の利用が求められます。</p> <p>・自営等BWAの導入により、ローカル5Gの導入促進が期待されます。一方で、地域BWAが後発で導入される場合、本ガイドライン案では、地域BWA申請者と自営等BWA免許人との協議に期待すると示されているものの、当事者間での協議が難航することも予想されるところです。</p> <p>・他方、地域BWAの既導入地域では自営等BWAを導入し難く、アンカー構築のハードルが高いため、様々な主体がスポット的に柔軟にネットワークを構築するローカル5Gの導入促進が阻害される懸念があります。</p> <p>・電波の有効活用の観点からは、地域BWAと自営等BWAが適切に共存できる環境を目指すことが重要であり、総務省殿におかれましては、当事者間の協議が円滑に進められるような協議指針の策定、および当事者間の協議が不調に終わった場合の調整制度を整備いただくよう要望します。</p>	<p>地域BWA及び自営等BWAの調整方法については、カバーエリア及び調整対象区域に応じた調整を行うこととし、その考え方について電波法及びその関連法令において規定していません。</p> <p>情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、自営等BWAは、地域BWAで利用されていない場所又は地域BWAで近い将来利用する可能性が低い場所で開設することを基本とされています。</p> <p>御意見を踏まえ、ローカル5Gのアンカーとしての自営等BWAの重要性に鑑み、地域BWAで近い将来利用する可能性については一定の具体性を伴う場合に限って認められるべきものと考えられることから、ガイドラインに、地域BWAで近い将来利用する可能性が低い場所を基地局等の配置計画等が具体的に示されていない場所として変更いたします。</p>	有
25	KDDI株式会社		<p>ローカル5Gは、地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みであり、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待されています。</p> <p>このような地域に密着した主体が、自ら地域の課題解決を行い、地域事業の活性化・地方創生を可能とするローカル5Gの趣旨に賛同いたします。</p>	<p>情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されるため、無線局免許の取得にあたっては、可能な限り制限事項が少ないことが望ましいとされています。</p> <p>これを受けて、全国MNO向け5G帯域を使用する電気通信</p>	無

		<p>一方で、ローカル5Gは、全国MNO以外であれば、独占的・市場支配的な地域通信事業者であるNTT東・西であっても、電波法関係審査基準を満たせば免許が付与される制度となっています。このため、ローカル5Gの免許付与に際しては、公正な競争環境が確保されるための担保措置が必要であると考えます。</p> <p>1. 禁止行為規制を受けるような支配的事業者がローカル5Gの免許人として参入した場合、地域の主体の事業機会を奪ってしまうことが想定されることから、公正な競争環境確保のための担保措置なしに、NTT東・西によるローカル5Gの免許取得は認められるべきではありません。</p>	<p>事業者に限っては、既に割り当てられている周波数帯の利用を優先すべき等の観点から、当面の間、ローカル5G帯域の免許取得は不可とする一方、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能としています。</p>	
		<p>2. 地域通信市場における市場支配的なNTT東・西が、移動通信市場で市場支配的なNTTドコモと連携した場合、双方の市場支配力が結合し、公正競争が機能しない、競争阻害的な市場環境になるおそれがあることから、公正な競争環境確保のための担保措置なしに、NTT東・西とNTTドコモが一体的にローカル5Gを提供することは、認められるべきではありません。特に、NSA構成におけるアンカー利用による連携やキャリアアグリゲーションによる連携は、ネットワークが一体的に使われることから、NTT東・西とNTTドコモのネットワークの一体化を招きます。これを許容することは、これまで競争政策上の措置として実施されてきたNTTの移動体通信業務の分離やNTT再編成を形骸化し、なし崩し的にNTTグループの再統合、独占への回帰につながるものであるため、明確に認められない事項として、ガイドラインに記載すべきです。</p>	<p>NTT東西とNTTドコモとの連携については、電気通信事業法第30条において、禁止行為規制が定められており、電気通信事業法や本ガイドラインに則して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p> <p>また、電気通信事業者であるローカル5Gの免許人は、提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会経済的事情に照らして著しく不適当であることが認められる場合には、電気通信事業法における業務改善命令の対象となり得ることを示しております。</p> <p>なお、NTTの移動体通信業務の分離やNTT再編成の趣旨が形骸化しないよう、電気通信事業法や本ガイドラインに則して、適切に対応してまいります。</p>	無
		<p>3. NTT東・西がローカル5Gの実質的な免許人・提供主体であるにも関わらず、グループ会社等の第三者を介して、潜脱的にNTT東・西が免許人になる場合にかかる規制（禁止行為規制、実質的な移動通信サービスの提供の禁止等）を回避した場合、NTT東・西に対して公正な競争環境確保のための担保措置を取っていたとしても、公正な競争環境の確保が困難となることから、潜脱的行為として明確に認められない事項であり、ガイドラインに記載すべきと考えます。</p> <p>また、②については、NTTグループ会社及び関連会社へのローカル5Gの免許付与に際して、個別にそのような行為が行われることがないかといった問題を事前に審査する仕組みが必要だと考えます。</p> <p>①NTT東・西が免許人である場合の潜脱的行為 NTTコミュニケーションズ等のグループ会社やNTT東・西の依頼を受けた第三者を介して、ローカル5Gの免許人であるNTT東・西と全国MNOであるNTTドコモからそれぞれのネットワークを卸電気通信役務等で調達して、実質的な移動通信サービスを提供すること</p> <p>②NTT東・西が免許人にならない場合の潜脱的行為 NTT東・西が直接ローカル5Gの免許取得は行わず、NTT東・西を代理する形でグループ会社やNTT東・西の依頼を受けた第三者が免許人となるものの、実質的なローカル5Gの構築・提供その他一切をNTT東・西が行</p>	<p>情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されるため、無線局免許の取得にあたっては、可能な限り制限事項が少ないことが望ましいとされています。</p> <p>これを受けて、全国MNO向け5G帯域を使用する電気通信事業者に限っては、既に割り当てられている周波数帯の利用を優先すべき等の観点から、当面の間、ローカル5G帯域の免許取得は不可とする一方、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能としています。</p> <p>電気通信事業者であるローカル5Gの免許人は、提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会経済的事情に照らして著しく不適当であることが認められる場合には、電気通信事業法における業務改善命令の対象となり得ることを示しております。</p> <p>なお、電気通信事業法や本ガイドラインの潜脱行為に関しては、適切に対応してまいります。</p>	無

	うこと		
ローカル5G参入に関するガイドライン案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (6)免許人の範囲	前述のとおり、独占的・市場支配的な地域通信事業者であるNTT東・西がローカル5Gの免許人として参入した場合、地域の主体の事業機会を奪ってしまうことが想定されることから、公正な競争環境確保のための担保措置なしに、NTT東・西によるローカル5Gの免許取得は認められるべきではありません。	情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されるため、無線局免許の取得にあたっては、可能な限り制限事項が少ないことが望ましいとされています。 これを受けて、全国MNO向け5G帯域を使用する電気通信事業者に限っては、既に割り当てられている周波数帯の利用を優先すべき等の観点から、当面の間、ローカル5G帯域の免許取得は不可とする一方、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能としています。	無
ローカル5G参入に関するガイドライン案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (6)免許人の範囲	ローカル5Gが当面NSA構成により提供されることを踏まえ、全国MNOの子会社等の関連企業であっても、ローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築する場合に限り、自営等BWAの免許取得が認められますが、NTT東・西については、4(3)に記載のある通り、実質的な移動通信サービスを提供することは認められておりません。 このため、NTT東・西が自営等BWAの免許取得を行う場合には、ローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築するものであること、及び、実質的な移動通信サービスを提供するものでないことを、技術的な担保措置を含めて厳格に確認することが必要です。 例えば、NTT東・西が、ローカル5Gのアンカーとして自営等BWAを構築する場合であっても、ローカル5Gサービスの提供エリアを超えて、自営等BWAのみでサービス提供を行えるようなエリアを構築することは、ローカル5Gサービスを実現するための必要な最小限度の範囲を超え、ローカル5Gサービスを補完する移動通信サービスを提供するものであることから、技術的にローカル5Gサービスの提供エリアでのアンカー利用に限定する措置を講じない限り、自営等BWAの免許取得は認められるべきではありません。 また、ローカル5GがSA構成で構築できるようになった際には、自営等BWAをローカル5Gのアンカーとして利用する必要性がないことから、自営等BWAの利用は、ローカル5Gサービスを実現するために必要な最小限度の範囲に当たらず、ローカル5Gサービスを補完する移動通信サービスの提供そのものであると考えます。したがって、SA構成でローカル5Gの構築が可能になった際には、NTT東・西の自営等BWAの免許取得は、認められるべきではありません。	情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されるため、無線局免許の取得にあたっては、可能な限り制限事項が少ないことが望ましいとされています。 これを受けて、全国MNO向け5G帯域を使用する電気通信事業者に限っては、既に割り当てられている周波数帯の利用を優先すべき等の観点から、当面の間、ローカル5G帯域の免許取得は不可とする一方、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能としています。	無
ローカル5G参入に関するガイドライン案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7)提供範囲	自営等BWAの自己土地利用については、他社土地利用と異なりローカル5Gのアンカーの利用に限定されませんが、全国MNOの子会社等の関連企業については、ローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築する場合に限り自営等BWAの免許取得が認められることから、全国MNOの子会社等の関連企業が行う自営等BWAの自己土地利用については、ローカル5Gのアンカーの利用に限定されると理解しております。 この点、「2(7)(参考)自営等BWA」の項目でも記載いただくと、ガ	御指摘の点は、ガイドライン2(6)に記載しております。	無

		<p>イドラインでも明確になると考えます。</p> <p>(修文案) 自営等BWAの他社土地利用については、広範囲にエリアカバーが進んでしまうと地域BWA及び自営等BWAの自己土地利用を妨げる可能性があることから、ローカル5Gのアンカー利用に限定する。なお、自営等BWAの自己土地利用はこの限りではないが、全国MNOの子会社等の関連企業については、自己土地利用であっても、ローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲での利用に限られる。</p>		
ローカル5G参入に関するガイドライン案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (8)免許申請に係るエリア調整の考え方	<p>全国事業者が免許人の5G無線局とローカル5G無線局の間での混信回避につきましては、本ガイドラインにおいて言及されていないと共に、隣接周波数帯における非同期運用についての干渉検討結果が定まっていないため、基本的には同期運用が必須であると考えます。同期運用を行うための無線局の設定等につきましては、ローカル5G無線局の免許人への周知や指導の徹底が必要であると考えます。</p> <p>なお、ローカル5G事業者が非同期運用を希望する場合は、全国事業者による特定基地局の展開に支障をきたさないよう、全国事業者とローカル5G事業者との間で円滑に共用調整を実施する仕組みが必要であると考えます。</p>	御指摘を踏まえ、ガイドラインに同期運用に関する記載を追加いたします。	有	
ローカル5G参入に関するガイドライン案 3. ローカル5G導入に係る電気通信事業法の適用関係 (1)事業開始に必要な手続	<p>■電気通信事業法第164条の適用除外規定</p> <p>ローカル5Gサービスを円滑に導入するためにも、予め電気通信事業法の適用関係を明確にすべきと考えます。</p> <p>第164条の適用除外は、 「その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業」であることから、ローカル5Gがエンドエンドで同一構内の電気通信設備間での通信にとどまる限りは適用されないものと考えます。</p> <p>一方、NSA構成でアンカーとして全国MNO等の4Gシステムと連携し、全国MNO等から卸電気通信役務の提供を受けてローカル5Gを提供する場合は、共通のコア設備と一体的に提供され、全体として電気通信役務の提供が同一構内等にとどまっていないことから、適用除外事業には該当しないものと考えます。</p> <p>その他、例えば、以下のようなケースについては、第164条の適用除外事業には該当しないものとして明確化すべきと考えます。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東・西が、ローカル5Gのコア設備を、自社の局舎等ローカル5Gを提供する場所とは別の場所に設置したうえで、自社の光回線でローカル5Gエリアと自社の局舎等を結んで、同一構内を超えたローカル5Gネットワークを提供する場合</li> <li>・NTTコミュニケーションズが、NTT東・西の提供する同一構内にとどまるローカル5Gサービスを卸電気通信役務により調達して、自社の回線による役務提供とあわせて同一構内を越えた役務を提供する事業を行う場合</li> </ul>	御指摘のケースは、電気通信事業法第164条の適用除外に該当しないことは明らかであることから、ガイドラインで明記しておりません。	無	

<p>ローカル5G参入に関するガイドライン案</p> <p>4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携</p> <p>(2)連携によるサービスの補完との関係</p> <p>2)連携によるローカル5Gの実現</p> <p>①全国MNOのネットワークの利用</p>	<p>前述のとおり、地域通信市場における市場支配的なNTT東・西が、移動通信市場で市場支配的なNTTドコモと連携した場合、双方の市場支配力が結合し、公正競争が機能しない、競争阻害的な市場環境になるおそれがあることから、公正な競争環境確保のための担保措置なしに、NTT東・西とNTTドコモが一体的にローカル5Gを提供することは、認められるべきではありません。</p> <p>特に、NSA構成におけるアンカー利用による連携やキャリアアグリゲーションによる連携は、ネットワークが一体的に使われることから、NTT東・西とNTTドコモのネットワークの一体化を招きます。これを許容することは、これまで競争政策上の措置として実施されてきたNTTの移動体通信業務の分離やNTT再編成を形骸化し、なし崩し的にNTTグループの再統合、独占への回帰につながるものであるため、明確に認められない事項として、ガイドラインに記載すべきです。</p>	<p>情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されるため、無線局免許の取得にあたっては、可能な限り制限事項が少ないことが望ましいとされています。</p> <p>これを受けて、全国MNO向け5G帯域を使用する電気通信事業者に限っては、既に割り当てられている周波数帯の利用を優先すべき等の観点から、当面の間、ローカル5G帯域の免許取得は不可とする一方、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能としています。</p> <p>NTT東西とNTTドコモとの連携については、電気通信事業法第30条において、禁止行為規制が定められており、電気通信事業法や本ガイドラインに則して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p> <p>電気通信事業者であるローカル5Gの免許人は、提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会経済的事情に照らして著しく不相当であることが認められる場合には、電気通信事業法における業務改善命令の対象となり得ることを示しております。</p> <p>なお、NTTの移動体通信業務の分離やNTT再編成の趣旨が形骸化しないよう、電気通信事業法や本ガイドラインに則して、適切に対応してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>ローカル5G参入に関するガイドライン案</p> <p>4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携</p> <p>(3)公正競争の確保との関係</p>	<p>■ボトルネック事業者に対する規制</p> <p>NTT東・西は、全国規模で多数の光回線を保有し、ローカル5Gと自営BWAのNW構築で優位な立場にあります。</p> <p>敷設済みの光回線については、第一種指定電気通信設備として接続ルールの対象になっておりますが、NTT東・西がローカル5G用に新たに整備した光回線についても、当然に接続ルールの対象として他の事業者にも開放し、参入機会の公平性を確保する措置が必要と考えます。</p> <p>また、NTT東・西は、ボトルネック事業者のみが保有する営業基盤・顧客基盤の活用や、F T T Hとの一体提供により、ユーザ獲得面で優位性があるため、公社時代の加入電話の顧客情報のみならず、その延長線上にあるF T T Hの顧客情報の利用やF T T Hとの一体提供は明確に認められるべきではないと考えます。</p> <p>■潜脱的なNTTグループ連携に対する規制</p> <p>NTT東・西がローカル5Gの実質的な免許人・提供主体であるにも関わらず、グループ会社等の第三者を介して、潜脱的にNTT東・西が免許人になる場合にかかる規制（禁止行為規制、実質的な移動通信サービスの提供等）を回避した場合、NTT東・西に対して公正な競争環境確保のための担保措置を取っていたとしても、公正な競争環境の確保が困難となることから、潜脱的行為として明確に認められない事項であり、ガイドラインに記載すべき</p>	<p>情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されるため、無線局免許の取得にあたっては、可能な限り制限事項が少ないことが望ましいとされています。</p> <p>これを受けて、全国MNO向け5G帯域を使用する電気通信事業者に限っては、既に割り当てられている周波数帯の利用を優先すべき等の観点から、当面の間、ローカル5G帯域の免許取得は不可とする一方、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能としています。</p> <p>（「ボトルネック事業者に対する規制」について）</p> <p>個別の設備に対する規制の適用については、その設備の具体的な設置状況等を踏まえて判断されるべきものですが、ローカル5G用に新たに整備された光回線であっても、第一種指定電気通信設備に該当する場合には、当該設備を設置する電気通信事業者が接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けることが原則であると考えます。</p> <p>また、電気通信事業法第30条第4項において、禁止行為規制が定められており、電気通信事業法や本ガイドラインに則して</p>	<p>無</p>

		<p>と考えます。</p> <p>また、②については、NTTグループ会社及び関連会社へのローカル5Gの免許付与に際して、個別にそのような行為が行われることがないかといった問題の恐れを審査する仕組みが必要だと考えます。</p> <p>① NTT東・西が免許人である場合の潜脱的行為 NTTコミュニケーションズ等のグループ会社やNTT東・西の依頼を受けた第三者を介して、ローカル5Gの免許人であるNTT東・西と全国MNOであるNTTドコモからそれぞれのネットワークを卸電気通信役務等で調達して、実質的な移動通信サービスを提供すること。</p> <p>② NTT東・西が免許人にならない場合の潜脱的行為 NTT東・西が直接ローカル5Gの免許取得は行わず、NTT東・西を代理する形でグループ会社やNTT東・西の依頼を受けた第三者が免許人となるものの、実質的なローカル5Gの構築・提供その他一切をNTT東・西が行うこと。</p>	<p>公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p> <p>(「潜脱的なNTTグループ連携に対する規制」について) 電気通信事業者であるローカル5Gの免許人の提供条件について、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会経済的事情に照らして著しく不適當であることが認められる場合には、電気通信事業法における業務改善命令の対象となり得ることを示しております。</p> <p>なお、電気通信事業法や本ガイドラインの潜脱行為に関しては、適切に対応してまいります。</p>	
	<p>ローカル5G参入に関するガイドライン案 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (3)公正競争の確保との関係</p>	<p>■NTT東・西に対する禁止行為規制 電気通信事業法第30条及び第31条で規定される禁止行為規制を踏まえ、NTT東・西がローカル5Gサービスを提供するにあたっては、ガイドラインに記載のある例示以外でも、次のような行為は禁止行為規制に該当すると考えます。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東・西が、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を自社の提供するローカル5Gサービスの営業活動に利用すること (電気通信事業法第30条第4項第一号)</li> <li>・NTT東・西が、ローカル5Gサービスについて、他の電気通信事業者や電気通信設備の製造業者、販売業者に対し、不当な規律や干渉をすること (電気通信事業法第30条第4項第三号)</li> </ul> <p>■NTTドコモに対する禁止行為規制 ローカル5Gは、当面NSA構成により提供されるものであり、NSA構成における全国MNO等との連携が求められることから、禁止行為の対象事業者であるNTTドコモが、ローカル5Gの提供主体に対して、自身のネットワークを提供(例えば、卸電気通信役務の提供やローミング接続を行うこと等)する際に、NTT東・西やNTTコミュニケーションズ等の特定関係法人に対して、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは、電気通信事業法における禁止行為規制の対象となり得るとする例示を追加すべきと考えます。</p>	<p>電気通信事業法第30条において、禁止行為規制が定められており、電気通信事業法や本ガイドラインに則して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p>	無
	<p>ローカル5G参入に関するガイドライン案</p>	<p>■NTT東・西が提供することを禁止される実質的な移動通信サービスの明確化 NTT東・西は、実質的な移動通信サービスの提供が禁止されていることか</p>	<p>本ガイドラインにおいては、NTT東西に対して、実質的な移動通信サービスを提供することを可能とする全国MNO等との連携を原則認められないとする考えを示しております。</p>	無

		<p>4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (3)公正競争の確保との関係</p>	<p>ら、NTT東・西が提供することが認められるローカル5Gは、他社土地利用における建物又は土地内における固定通信（原則として、無線局を移動させずに利用する形態）、もしくは、自己土地利用における建物又は土地内におけるローカル5Gの提供のみだと理解しております。</p> <p>そのため、以下に掲げるようなケースについては、全て実質的な移動通信サービスとしてNTT東・西が提供することは禁止されるものであり、この点、ガイドラインにおいて明確化すべきと考えます。</p> <p>○複数拠点・エリアにおいて利用可能なローカル5Gの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A拠点で通信するための端末を、B拠点でも通信できるようにすること</li> <li>・同一の免許人が構築した複数のローカル5Gエリアのいずれにおいても通信できるようにすること</li> </ul> <p>○複数拠点・エリア間において継続的なローカル5Gの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異なる土地（例えば100か所、所有者は同一法人）において、NTT東・西がそれぞれローカル5Gを構築。異なる土地間を跨いだ継続的なサービスの提供</li> </ul> <p>■全国MNO等との連携が可能な“必要最小限度の範囲”の明確化</p> <p>SA構成によってローカル5Gの提供が可能となった際には、ローカル5Gサービスを実現するために全国MNO等との連携は必要不可欠ではなくなることから、NTT東・西が全国MNO等と連携することが可能な“必要最小限度の範囲”については、NSA構成におけるアンカー利用に限定されることをガイドラインで明確化すべきと考えます。</p>	<p>現時点においては、ローカル5Gにおける具体的なニーズやサービス内容が明らかではありませんが、今後多様なサービス提供がされることが想定されます。</p> <p>実質的な移動通信サービスの具体的な内容、最小限度の範囲については、サービスの提供形態などを踏まえて個別に判断すべきものであり、現時点で一律的に示すことは困難です。</p> <p>具体的なサービスの提供形態などを踏まえ、電気通信事業法や本ガイドラインに則して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。</p>	
		<p>ローカル5G参入に関するガイドライン案 5. ガイドラインの見直し</p>	<p>技術・サービスの進歩、ローカル5Gの進展の程度、今後の使用周波数帯の拡充等を踏まえ、必要に応じガイドラインの内容を見直すことに賛同します。</p> <p>ローカル5Gサービスは、ローカル5G市場のみならず他の市場への影響等、通信市場全体の公正競争に影響を与える可能性があることから、問題が生じることが想定された場合には、速やかにガイドラインを見直すことも必要と考えます。</p>	<p>本ガイドライン案への賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>
26	株式会社J TOWER	<p>(ガイドライン案) P3 (1)無線局免許に必要な手続</p>	<p>・免許運用の柔軟化</p> <p>主として自営利用を想定するローカル5Gについては、必要に応じ都度（例：同一施設内で）設置場所等の変更を行うなどの運用が想定されるため、そのような運用に応じ免許制度においても手続きの柔軟化を行うことが必要。</p>	<p>免許申請手続の柔軟化に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
		<p>(ガイドライン案) P3 (1)無線局免許に必要な手続</p>	<p>・実用化を目指した無線局免許の取得</p> <p>当面、ローカル5Gの活用を検討する事業者や自治体においては、無線ネットワーク等の技術検証やサービス実証をおこなうための免許の取得ケースが多くなると考えられる。そのため、手続きの簡素化及び免許取得期間の短縮化が必要。</p>	<p>免許申請手続の簡素化及び免許取得期間の短縮化に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
		<p>(ガイドライン案)</p>	<p>・電波利用料（陸上移動局）の低廉化</p> <p>特にIoTでの活用を考慮すると、端末数に比例して負担額（370円/1端末/年、</p>	<p>電波利用料に関する御意見については、次期の電波利用料制度が検討される際に参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

		P4 (5) 電波利用料	BWA帯とのNSAにおいては当帯域の電波利用料も負担も増加する仕組みになっており、地域の事業者や自治体など比較的小規模の事業者にとっては、電波利用料の負担が活用を妨げる要因になると考えられる。 現在370円/年の低廉化、また端末数に比例しない合理的な額での定額制の導入、次元的な措置として負担の免除などの検討が必要。		
		(ガイドライン案) P6 (8) 免許申請に係るエリア調整の考え方	・地域BWA帯域の活用度の検証 ローカル5Gの導入当初にあたっては、NSA構成が主となることから、地域BWA帯域の重要性が相対的に高まることが予想される。地域BWAについては、従来活用度の低さが指摘されているところでもあり、電波の有効利用の検証についてはより厳格にみる必要がある。今後、利用状況の進展が実質的に進まず、ローカル5Gの展開に妨げとなるような場合は、改めて地域BWA帯域の扱いについては見直しが必要。	地域BWA帯域の活用度の検証に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 なお、地域BWAについては昨年8月にとりまとめられた電波有効利用成長戦略懇談会にて「一定期間（3～5年程度）経過後において、地域BWAの利用が依然低い水準である場合には、地域BWA制度の在り方の見直しなど、さらなる周波数の効率的利用に資する措置を講ずるべきである。」とされています。	無
		(ガイドライン案) P9 (1) 事業開始に必要な手続	・規律の類型化 電気通信事業法の適用の有無、登録もしくは届出の区分、電気通信事業法のその他規律の程度等については、予見性の確保が難しいため、総務省殿において事例が蓄積された後は、事例を類型化しガイドライン等での紹介を行うて頂くことを要望。	「電気通信事業参入マニュアル（追補版）」で、登録又は届出を要する電気通信事業に係る主な事例とそれに対する考え方を示しているところであり、御意見を踏まえて、検討していきたいと考えております。	無
		(ガイドライン案) P11 (2) 連携に関するサービスの補完との関係	・全国MNOとのネットワーク連携に係る公平性の確保 全国MNOからのネットワーク提供の形態としては、接続、卸役務、もしくはその他の方法が考えられるが、その形態の差異によって、提供の公平性が損なわれることがないように、提供条件の透明性、外部検証性の担保が必要。	全国MNOとのネットワーク連携に係る公平性の確保に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
27	楽天モバイル株式会社	ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲	既にローカル5Gサービスの提供を開始している隣接する土地・建物から、周辺の土地・建物に電波が吹き込むような場合も想定されますが、周辺の土地・建物におけるローカル5Gサービスの提供が制限されないことがないよう、既存免許人と新たに免許申請しようとする者との間の干渉調整については、ガイドラインに則った制度運用がなされるべきだと考えます。	本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲	今回の28.2-28.3GHz帯における制度整備では、ローカル5Gのサービス提供範囲は、「当面は「屋内」又は「敷地内」での利用を基本とする」とされていますが、今後、他の周波数帯（4.6-4.8GHz、28.3-29.1GHz）のローカル5G用途への割当に当たり、サービス提供範囲を拡大する場合には、隣接する建物・敷地への混信を防ぐ手立てが必要になるものと思われますので、その際には、様々な電波利用者の意見を踏まえた制度設計となるよう、再度、広く意見を求めるべきだと考えます。	本年10月より情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会において、4.6-4.8GHzのローカル5Gでの利用に向けて検討を開始しております。 御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン	ローカル5G導入に当たり、多様なサービスの提供を促進するためにも、現行法における各種規制に基づき、公正競争を確保した制度運用がなされることを希望します。	本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無

		4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携			
28	広島県	ローカル5G導入に関するガイドライン案	ローカル5Gは、自治体が防災や医療の用途に用いる場合を始め、サイバーセキュリティを確保し、安心して利用できるものとする必要があり、免許人において必要な措置を講じるようガイドラインにおいて規定することが適当と考える。	御意見を踏まえ、無線局免許手続規則、電波法関係審査基準及びガイドラインにサプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策を満たしていることについて、必要な手続き等を追加いたします。	有
29	【非公表】	1. ローカル5G導入に関するガイドライン案 【該当箇所】 2-(6) ローカル5G免許人の範囲	ローカル5Gは、企業や自治体等の様々な主体が自ら柔軟にネットワークを構築し利用可能とすることが目的であり、その趣旨から全国MNOの免許取得を当面認めない方針とされています。ところが、今般ガイドラインでは、なお書きで「全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能」とされています。全国MNOはいずれも巨大であり、地域ごともしくは顧客個社ごとに子会社を設立することは容易であり、資本力、技術力、ベンダー等との交渉力において圧倒的に優位であることから、実態として全国MNOが間接的にこのマーケットを席巻することが予想されます。これは様々な主体が自ら柔軟にネットワークを構築するという本制度の趣旨に反するものであり、自営BWAがそうであるように、ローカル5Gについても全国MNOの子会社の免許取得について何らかの制限を設けられる方向でご検討いただければと存じます。	情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されるため、無線局免許の取得にあたっては、可能な限り制限事項が少ないことが望ましいとされています。 これを受けて、全国MNO向け5G帯域を使用する電気通信事業者に限っては、既に割り当てられている周波数帯の利用を優先すべき等の観点から、当面の間、ローカル5G帯域の免許取得は不可とする一方、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能としています。	無
30	個人	ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 3. ローカル5G導入に係る電気通信事業法の適用関係	現在のガイドラインでは、Local5Gの運用上のセキュリティの確保に関する記述がほとんどない。Local5Gは、高度なセキュリティを備える最新通信技術である5G無線技術を自営網で利用可能という点で、特に地域地場産業や地方自治体の期待が大きい。その中で、ずさんなネットワーク運用管理や機器管理の横行によりLocal5Gの普及に悪影響を及ぼさないため、ガイドラインにセキュアな運用管理を実施する要件を明記するべきである。場合によっては、電波法や電気通信事業法への反映も視野に入れたセキュリティの観点からの慎重な検討を要望する。	御意見を踏まえ、無線局免許手続規則、電波法関係審査基準及びガイドラインにサプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策を満たしていることについて、必要な手続き等を追加いたします。	有
		ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲	現在のガイドラインでは、ローカル5Gは自己の建物内または自己の土地内で、所有者が構築することを基本とする5Gシステムと定義されている。しかし、大学キャンパスや私有地の敷地内を公道が通っている場合などは端末（陸上移動局）が敷地間を移動できない制限があるように解釈されかねない。このような限定を原則とした上で限定解除を明記するべきである。	広範囲にエリアカバーする場合のルール等に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン 4. ローカル5G	端末（陸上移動局）が、ローカル5Gが提供される自己の敷地範囲を超えて移動する場合に、MNOだけではなくMVNOがMNOから卸で提供する公衆網5Gとローミング接続されることは問題ないと思われる。MVNOのように間接的にMNOの網利用をする場合にもローミング可能である旨を明記するべきである。	御指摘のような連携の形態も今後想定されますが、現時点で主として想定される事例を記載しているものであり、今後の技術・サービスの進歩、ローカル5Gの進展の程度等を踏まえ、必要に応じその内容の見直しを検討したいと考えております。	無

		の免許人による全国MNO等との連携	また、MNOとの連携によるローカル5Gの実現の例として、ローミングのみの記述ではなく、例えば、仮想化されたコア装置機能を低コストで提供するなど「設備共用」の連携の可能性も明記するべきである。ただし、本来、ローカル5GはMNOではない主体が5Gの基本サービスを提供・利用可能とする政策であることから、これらの多様なMNO連携は、利用者のコスト負担を軽減するための連携に限定し、(1) 地場産業や地方自治体のローカル5Gの利用や、(2) MNO以外の主体による電気通信役務の提供などの参入障壁を下げる目的でのみ実施されるべきである。		
31	個人	ローカル5G導入に関するガイドライン案 P.5	第5世代移動通信システム(以下、5Gという)は様々な産業に実装されていくことを考えた場合、その中の一つとして自動運転技術や次世代モビリティにも活用されると考えております。 地域密着で巡行しているコミュニティバスや病院や大学などで活用されているシャトルバスなどにも欠かせないツールになります。例えばリアルタイムに空席状況を地域住民に伝達することや、人と車との事故防止の解析などにおいてです。 ただし、現在の制度案ではローカル5G端末を乗せた車両が公道を走る際、移動局として利用することはできません。 また、所有している土地と土地の間に公道があり、その公道をまたぐ場合も移動局とは認めてもらえなくなります。 そのため、所有している土地に隣接する公道は条件付きで移動局として認められるなど公道におけるローカル5G端末を移動局として利用できる制度への変更を要望致します。 またその場合において、免許取得がしやすい仕組みづくりを要望致します。	本年10月より情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会において、4.6-4.8GHzのローカル5Gでの利用に向けて検討を開始しております。 広範囲にエリアカバーする場合のルール等については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン案 P.11	ローカル5G導入を図る主体のニーズでもある、情報の機密性、災害等に対する堅牢性そして柔軟性を実現するためには、ネットワークスライシング等の5G特長とされる機能を活用せねばならないことから、これを可能にするSA構成についてもローカル5G導入当初からの利用に向けた制度整備が必要と考えます。	ローカル5Gは、5Gの技術仕様上、導入当初はNSA構成として構築する必要がありますが、電波法及びその関連法令や本ガイドラインにおいて、導入当初からのSA方式を妨げているものではありません。	無
32	個人		「総務省は、地域のニーズや多様な産業分野の個別ニーズに応じて、様々な主体が柔軟に構築／利用可能な第5世代移動通信システムである「ローカル5G」の導入に係る電波法施行規則等の一部を改正する省令案及びローカル5G導入に関するガイドライン案等を作成しました。」とあるが改正内容に含まれている自営BWAに該当する部分については、いずれ将来的には周波数割り当ても含めローカル5Gに巻き取られる、という理解で宜しいか？	将来における自営等BWAの取扱いについて、現時点で決定しているものではありません。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン案 全体	当該ガイドラインは、開設を希望するものと推定されるもののうち地域BWA事業者等以外の新規参入者から見て理解しにくい内容に見受けられます。どのような相手を対象に作成されているのでしょうか。新規参入者にもわかりやすいガイドラインとするためには「電気通信事業者参入マニュアル追補版」が前例としてもう少し咀嚼が必要と感じられます。	本ガイドラインは、ローカル5Gに新規に参入する者を対象に、必要となる無線局免許の申請手続や電気通信事業として導入する場合の考え方等を記載しております。 今後も必要に応じてガイドラインの見直しを行い、分かりやすいガイドラインの作成に努めてまいります。	無
		ローカル5G導入に関するガイドラ	「5Gは、導入当初は、制御信号を扱う4G(以下「アンカー」という。)のインフラを基盤として動作する無線アクセスネットワーク(NSA:	電波法及びその関連法令や本ガイドラインにおいて、SA方式を妨げているものではありません。	無

イン案 1頁目	NonStandlone。以下「NSA」という。)構成で運用される技術仕様となっており、)となっているが導入当初についてはSA方式は認めないという理解で宜しいか?		
ローカル5G導入に関するガイドライン案 1頁目	NSAで構築する場合、ガイドラインの選択肢では自営で構築する場合、自営BWAしか選択肢が無いと読み取れるが宜しいか?現在制度化が進められているプライベートLTE等は選択肢として用いえないとの理解で間違いはないか?	御認識のとおり、NSA構成で電気通信回線に接続しない自営用途のローカル5Gを構築する場合、御指摘のとおり、アンカーとしては、自営等BWAを利用することとなります。	無
ローカル5G導入に関するガイドライン案 1頁目	さらに開設の根本基準の各号において「その局を開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。」等とあるがNSAの場合、多くの事例が他の電気通信手段で代用できると解されるが如何?	他の電気通信手段による代用可能性の存在が、すべからく比較して能率的かつ経済的であることを否定するものではありません。	無
ローカル5G導入に関するガイドライン案 2頁目	(2)ガイドラインの目的にて「本ガイドラインは、上記を踏まえ、ローカル5Gの導入を促進する観点から、ローカル5G及び自営等BWAに係る制度について明確化するものである。」とあるが自営BWAについての記述がローカル5Gの制度を理解するに、いささか混乱を招く記述に見え、自営BWAを推進したい者を必要以上に持ち上げているように誤解されないためにも別掲するなど工夫すべきではないか。	NSA構成で、ローカル5Gを運用するにはアンカーが必須であることから、アンカーとなる自営等BWAについても記述が必要であるため、原文のままとします。	無
ローカル5G導入に関するガイドライン案 3頁目	(2)技術基準適合証明の適用にて「・・・、全国携帯電話事業者向けの無線設備とローカル5Gの無線設備について一体的に技術基準適合証明を受けることができる。」とあるが、全国携帯電話事業者が許容したと仮定した場合、全てを全国携帯電話事業者から借り受けてローカル5Gの周波数等の免許部分だけを取得することは可能でしょうか?	御認識のとおり、全国携帯電話事業者から設備等を借り入れて、ローカル5Gの免許を取得することは可能です。	無
ローカル5G導入に関するガイドライン案 3頁目	「ただし、空中線電力100Wを超える場合、第一級陸上特殊無線技士の資格要件が適用される等」の記述は現段階において現実的ではないと思われるのでシンプルに削除したらいかがか?将来的な事も加味して記述するならばガイドライン全体をそのような記述とすべきと理解するが如何?	第三陸上無線特殊技士が操作できない条件を例示的に記載していることから、原文のままとします。	無
ローカル5G導入に関するガイドライン案 4頁目	(6)免許人の範囲において「全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能である。」としているが全国MNOの資本力から考えれば当該条項はあまり意味を持たないとも思え、5Gの整備を促す意味で言えば特段制限する必要は無いように思えますが如何?	情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告(令和元年6月18日)において、ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されるため、無線局免許の取得にあたっては、可能な限り制限事項が少ないことが望ましいとされています。 これを受けて、全国MNO向け5G帯域を使用する電気通信事業者に限っては、既に割り当てられている周波数帯の利用を優先すべき等の観点から、当面の間、ローカル5G帯域の免許取得は不可とする一方、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能としています。	無
ローカル5G導入に関するガイドライン案 4頁目	(6)免許人の範囲の「(参考)自営等BWA」以下の記述はローカル5G開設希望者の誤解を招く恐れがあるので、別途、自営BWAのガイドライン等で展開すべきではないか。	NSA構成で、ローカル5Gを運用するにはアンカーが必須であることから、ローカル5Gのアンカーとなる自営等BWAの免許人の範囲を参考として記載していることから、原文のままとします。	無

		ローカル5G導入に関するガイドライン案 5頁目	最後の行「・・・また、他者土地利用のローカル5G無線局の免許取得後に、自己土地利用の免許申請がなされた場合には、・・・」とあるがどのようなフローを想定されているか。また「他者土地利用側が自己土地利用のローカル5G無線局に混信を与えないように、空中線の位置や方向の調整等を行うことが必要である。」と記述があるが措置の猶予期間や費用負担の考え方についてどのようにお考えであるかご教示頂きたい。	新たに自己土地利用として免許申請を行おうとするエリアに既存のローカル5G免許人が他者土地利用していた場合は、自己土地利用を行おうとする申請者が他者土地利用の免許人に通知を行うこととなります。他者土地利用の免許人は、通知後速やかに自己土地利用のローカル5G無線局に混信を与えないように協議等を行い、その結果を踏まえ、空中線の位置や方向を調整することとなります。 カバーエリアの調整は、事業者間の調整となるため、措置の猶予期間等については両者で調整することとなります。また、費用負担につきましては、自己設備の調整を行う免許人負担となります。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン案 6頁目	「(参考) 自営等BWA」以下の記述はローカル5G開設希望者の誤解を招く恐れがあるので、別途、自営BWAのガイドライン等で展開すべきではないか。	NSA構成で、ローカル5Gを運用するにはアンカーが必須であることから、アンカーとなる自営等BWAについても記述が必要であるため、原文のままとします。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン案 7頁目	調整対象区域については例えば設置する場所の建物の改修等、無線局を管理する立場の者の認識外で変化することも十分に予想されるが調整対象区域の変更がなされていない場合の罰則適用などは想定されているか。	無線設備を設置する場合は、他者の土地であっても場所の使用契約等を締結することになることから、建物の改修等の情報は当事者間の契約等によって、整理すべき事項と考えます。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン案 7頁目	「(参考) 自営等BWA」以下の記述はローカル5G開設希望者の誤解を招く恐れがあるので、別途、自営BWAのガイドライン等で展開すべきではないか。	NSA構成で、ローカル5Gを運用するにはアンカーが必須であることから、アンカーとなる自営等BWAについても記述が必要であるため、原文のままとします。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン案 9頁目	「ローカル5Gの提供に当たって、登録・届出を要するものであるかは、具体的なサービス形態によって異なる。特に、ローカル5Gは、当面、NSA構成による運用となるため、アンカーとしての自営等BWA、地域BWA又は全国MNOの電気通信設備との接続等が想定されることから、電気通信事業参加マニュアル等で該当性を確認するとともに、各総合通信局等(沖縄総合通信事務所を含む。)に相談を行うことが求められる。」については必須のフローを定めるべきと解するが如何?	「電気通信事業参加マニュアル」及び「電気通信事業参加マニュアル(追補版)」において、電気通信事業に参加する場合に必要な手順やフローチャートを示しています。登録・届出を要するものであるかは、具体的なサービス形態によって異なるため、当面、これらを確認していただくとともに、各総合通信局等に御相談ください。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン案 10頁目	「自らコアネットワーク設備を構築する場合」においてIMSI番号管理を総務省で行われるとの記述があるが、手続き方法についてご教示頂きたい。	自営用のIMSI番号取得に関する具体的な手続きにつきましては、本年12月の制度整備に併せて整理していく予定であり、頂いた御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
33	個人		・ローカル5Gと補完する形でBWAを活用できるよう、自営等BWAが利用できることになることに賛成します	本ガイドライン案への賛同意見として承ります。	無
			・放送免許をうけている放送局が、放送していないエリアに関して、放送事業者がSub6のローカル5G NR Bandとして利用できるように制度整備すべき。	4.6-4.8GHz帯については、現在、情報通信審議会において審議が進められているところであり、頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			・ローカル BWA のさらなる高度化として、Sub6 5G NR 化 (5GC 対応) も見据えてほしい。	地域BWAの5G化については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
			・1.9GHz 帯のさらなる高度化として、5G 互換を検討してほしい。	現在、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において、1.9GHz帯のデジタルコードレス電話の無線局 (sXGP方式) について使用可能な周波数を拡充するための検討が行われています。 頂いた御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
34	個人	ローカル5G導入に関するガイドライン案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (1) 無線局開設に必要な手続	無線局の設置場所、より具体的には空中線や送受信装置の設置場所は、緯度・経度による位置を無線局開設の申請時に提示することが必要になりますか？、それとも住所だけで良いですか？	基地局の申請書 (工事設計書) に従い、空中線の設置場所は、緯度・経度を記載する必要があります。なお、送受信装置の設置場所は、住所のみの記載となります。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲(7) 提供範囲	上記質問1で、必要ありの場合、緯度・経度の座標系や単位は、何になりますか？例えば、国土地理院の地図等、具体的にどの地図にもとづく緯度・経度を提示すれば良いですか？	緯度・経度の座標系の単位は、世界測地系に基づく記載となります。	無
		ローカル5G導入に関するガイドライン案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (8) 免許申請に係るエリア調整の考え方	無線局開設の申請後に、無線局の設置場所、より具体的には空中線や送受信装置の設置場所を変更する場合には、変更申請をして許可されるか否かを待つ必要がありますか？、それとも届出だけで済みますか？ また、その際に費用は発生しますか？	無線局開設後に、空中線や送信装置の設置場所の変更を行う場合には、電波法施行規則第10条第1項の許可を要しない工事設計の変更等に該当しない場合は、許可が必要となりますので、詳細につきましては、各総合通信局等にお問い合わせ下さい。 なお、その際の変更申請手数料の費用は発生いたしません。	無

注 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件ありました。

注 「電波法施行規則等の一部を改正する省令案及び関係告示の改正・制定案」に対する意見及び考え方は、令和元年11月18日に報道発表を行っております。